

# 汲冢書發見前後

吉川忠夫

序章

第一章 汲冢書をめぐりいくつかの問題……………三

一 汲冢書發見の年次と墓主……………三

二 『竹書紀年』の上限と下限……………六

第二章 古史の再構成……………二二

一 束皙、杜預……………三

二 臣瓚、左思、郭璞……………六

三 干寶、徐廣、裴駟……………一〇

第三章 擬古と補亡——譙周、皇甫謐——……………二〇

終章……………二九

## 序章

二十世紀がようやく四半世紀をおえたばかりの時點において、すでにして二十世紀の全體を見通すかのように、今世紀を「發見の時代」とよんだのは、碩學の王國維であった。一九二五年の六月、清華學校學生會の要請に應じて「近三十年中國學問上之發見」と題する講演を行なった王國維は、その講演の筆録に基づく「最近二三十年中中國新發見之學問」(『靜

庵文集續編」のなかで、今世紀初頭の四半世紀における「殷墟甲骨文字」、「敦煌塞上及び西域各處の漢晉の木簡」、「敦煌千佛洞の六朝及び唐人の寫本書卷」、「內閣大庫の元明以來の書籍檔冊」の四種の發見をかぞえあげたうえ、「今日の時代は、これを發見の時代とすることができ、これに匹敵する時代は今まで存在しなかったのである」と述べているのだが、それに先立ってつぎの一文が置かれている。

昔から新しい學問は、おおむね新しい發見によって始まっている。孔子壁中書が出現して後、漢以來の古文家の學が興った。趙宋の古器物が出現して後、宋以來の古器物・古文字の學が興った。ただ晉の時代に汲冢の竹簡が出土した際には、後に間もなく永嘉の亂が起つたため、目ざましい成果を擧げるには至らなかった。だがそれでも同時代に杜元凱が左傳に注釋をつけたり、やや後の時代に郭璞が山海經に注釋をつけたりした時には、すでにその説を用いている。しかも紀年が記した禹・益・伊尹の事は、今に至るまで歴史上の問題となっている。そうであれば中國の紙上の學問が地下の學問を頼みにするのは、もとより今日に始まったわけではないことになる。<sup>②</sup>

王國維が言っているように、「汲冢の竹簡」の出土、すなわちいわゆる汲冢書の發見は、今世紀における大發見にくらべらるならば、いくらかの遜色を免れがたいのかも知れぬ。だがしかしそれは、當時の學術に多大の衝撃をもたらした、事件とよぶにふさわしいできごとなのであった。

汲冢書の發見とその整理に關しては、神田喜一郎氏の「汲冢書出土始末考」や朱希祖氏の『汲冢書考』などの論考が備わり、<sup>③</sup>すでに周知のことではあるけれども、やはりひとまず『晉書』卷五一束皙傳によるならば、汲冢書の發見は晉の武帝の太康二年（二八二）のこと、汲郡汲縣（河南省汲縣）の民の不準なる者が魏の襄王の墓とも、一説に安釐王の冢とも傳えられる古墓を盜掘して竹書數十車を得たことをいうのであって、それら竹書の内容はおよそつぎのごとくであった。

(1) 『紀年』十三篇。「夏より以來、周の幽王の犬戎の滅ぼす所と爲るに至るまでを記すに事を以て之れを接ぎ、三家分晉

より仍お魏の事を述べて安釐王の二十年に至る。蓋し魏國の史書にして、大略は春秋と皆な多く相應す。いわゆる『竹書紀年』である。

- (2) 『易經』二篇。「周易上下經と同じ」。
  - (3) 『易繇陰陽卦』二篇。「周易と略し同じきも、繇辭は則ち異なる」。
  - (4) 『卦下易經』一篇。「說卦に似て異なる」。
  - (5) 『公孫段』二篇。「公孫段、邵陟と易を論ず」。
  - (6) 『國語』三篇。「楚晉の事を言う」。
  - (7) 『名』三篇。「禮記に似、又た爾雅、論語に似たり」。
  - (8) 『師春』一篇。「左傳の諸もろの卜筮を書す。師春は是れ書を造りし者の姓名なるに似たり」。
  - (9) 『瑣語』十一篇。「諸國の卜夢、妖怪、相書なり」。
  - (10) 『梁丘臧』一篇。「先ず魏の世數を敘し、次に丘の金玉を臧する事を言う」。
  - (11) 『繳書』二篇。「弋射の法を論ず」。
  - (12) 『生封』一篇。「帝王の封する所」。
  - (13) 『大曆』二篇。「鄒子談天の類なり」。
  - (14) 『穆天子傳』五篇。「周の穆王の四海を游行し、帝臺と西王母に見ゆるを言う」。
  - (15) 『圖詩』一篇。「畫贊の屬なり」。
  - (16) 雜書十九篇。すなわち『周食田法』、『周書』、『論楚事』、『周穆王美人盛姬死事』。
- かくして、『晉書』東晉傳はその一段の記事をつぎのように結んでいる。「合計七十五篇<sup>①</sup>。そのうちの七篇の簡書は折れ

たり壞れたりして、題目はわからない。冢の中からさらに長さ二尺五寸の銅劍一本が見つかった。(竹書は)漆書(墨書)ですべて科斗文字。はじめ冢を發いた者が竹簡を焚いて寶物を盗むための照明としたため、官が接收した際には、焼けこげたり千切れたりした簡札が多く、文字は殘缺しているうえ、順序もばらばらであった。武帝はそれらの書を祕書省に託し、校訂編綴して順序をつけさせ、内容を詳しく検討のうえ、今文をもって書寫させた。佐著作郎であった束皙は竹書を目睹する機會に恵まれ、疑問點の一つ一つについて解釋し、すべてにわたってきちんとした證據があった<sup>⑤</sup>。

かく『晉書』束皙傳は、汲冢書發見の次第と汲冢書の内容、またそれらの整理のあらましについて傳えているのだが、しかしその記事には、いくらかの検討を必要とし、補足すべき點が存するようである。

## 第一章 汲冢書をめぐっていくつかの問題

### 一 汲冢書發見の年次と墓主

『晉書』束皙傳は汲冢書の發見を太康二年(二八二)のこととしているけれども、しかしひとしく『晉書』でありながら、卷三武帝紀は咸寧五年(二七九)冬十月條に、「汲郡の人不準、魏の襄王の冢を掘りて竹簡の小篆<sup>⑥</sup>十餘萬言を得、祕府に藏す」との記事をかけ、また卷三六衛恒傳に引用の衛恒「四體書勢」には、古文、篆書、隸書、草書のうちの古文の傳承を述べたくだりに、汲冢書の發見を太康元年(二八〇)のこととするつぎの一文が存するのである。「黃帝から三代に至るまで文字に變化はなかった(古文が用いつづけられた)が、秦が篆書を採用し、前代の典籍を焚燒するに及んで、古文は絶えた。漢の武帝の時、魯の恭王は孔子の屋敷を取り壞し、尙書、春秋、論語、孝經を發見したものの、時人はもはや古文の存在を知らなかったので、(それらの典籍の字體を)科斗書とよんだ。漢の世には祕藏されたため、それを目にできる者はめつ

たになかった。曹魏の初め、古文を傳えた者は邯鄲淳の門に出る。私の祖父の敬侯（衛覬）は邯鄲淳の尙書を書寫し、後にそれを淳に示したところ、淳には（自分のものと）見分けがつかなかった。正始中（二四〇—四九）に至って三字石經が立てられたが、次第に淳の書法が失われ、科斗—おたまじゃくし—という名にちなんで、その形に似せたのであった。太康元年に汲冢の民が魏の襄王の冢を盗掘し、竹簡の書籍十餘萬言が見つかった。敬侯が書されたものを調べてみると、やはりいかにもそれらしい面影がある。古文で書された竹書にも數種類があるが、そのうちの一巻の論楚事は最も巧妙である。私は内心ひそかにほればれし、そこでない智慧をしぼってその美を贊えることとした。先賢の作品の仲間入りできぬことを恥ずかしく思うけれども、これによって古人の文字の形象を世に存したいと願う次第である」。

唐修『晉書』以外について検討してみても、王隱『晉書』の荀勗章は太康二年、束皙章は太康元年、あるいはまた『隋書』經籍志史部古史類序は太康元年とするなど實にまちまちなのであって、これら各記事の矛盾を疏通すべく、たとえば雷學淇の『竹書紀年考證』「晉獲竹書考」にはつぎの説が見える。「淇案ずるに、竹書は咸寧五年十月に發す。明年三月、吳郡平ぎ、遂に之れを上る。帝紀の説は其の實を録するなり。餘は官收して以後、帝京に上りし時に就いて言う。故に太康元年と曰う。束皙傳に二年と云うは、或いは官に命じて校理せしめしの歲ならん」。神田氏も『困學紀聞五箋集證』の閻若璩の説に基づきつつ、「汲冢書出土の時日は、實に咸寧五年十月にして、翌太康元年、官に其書を收めて祕府に藏し、更に翌二年に至りて、束皙・荀勗・杜預・衛恒等、當時の學者が始めて親しく之が校讀をなせしにはあらざるか」とほぼ同様の見解を示し、朱希祖氏も雷學淇説や神田説を承けて、「汲冢書の出土は咸寧五年十月、祕書監に藏せられたのが太康元年正月、官に命じて校理させたのが太康二年春」と結論している。

しかしながら、このことについて異説がないわけではない。たとえば岑仲勉氏。岑氏は『金石論叢』（上海古籍出版社、一九八一年）に收める「金石證史」の「咸寧五年盜發汲冢」の章に、咸寧五年は汲冢が發かれた年であり、汲冢書はその後二

年たつてから祕府に藏されたのだと記しているものの、同じく『金石論叢』に收める「汲冢書出土之年」の一文では、殷墟甲骨文がいつ最初に採集され、敦煌石室の藏書庫がいつ開かれたのか、さまざまの傳聞があるのと同様に、汲冢書發見の年次を確言することはできない、という慎重な態度を持している。それに對して、太康二年發見説を強く主張するのは、周一良氏が『余嘉錫先生紀念論文集』に寄稿した「魏晉南北朝史學著作的幾個問題」である。後世の編纂にかかる王隱『晉書』や唐修『晉書』などではなく、汲冢書發見當時の人びとの發言にこそ信を置くべきだというのがその理由であつて、まず第一の據りどころとされているのは、汲冢書の整理に深く関わつた荀勗が、汲冢書的一篇である『穆天子傳』に冠せられた序につきのように述べていることである。

古文穆天子傳は、太康二年、汲縣の民の不准が古墓を盜掘して發見されたところの書物である。すべて竹簡であつて、白い絹糸で編綴されていた。臣勗が以前に考定したところの古尺でその簡を計つてみたところ、長さは二尺四寸。墨でもつて一本の簡に四十字が書されている。

「以前に考定したところの古尺——前に考定せし所の古尺——」とは、曹魏の杜夔が制作した尺に替つて荀勗があらたに制作したもの。『晉書』律曆志上につきの記事があり、それによつて汲縣の古墓からは玉律や鍾、磬などもあわせて出土したことを知る。「武帝の泰始九年（二七三）、中書監の荀勗は太樂を校するに八音和せず、始めて後漢より魏に至るまで尺の古より長きこと四分有餘なるを知る。勗は乃ち著作郎の劉恭に部して周禮に依つて尺を制せしむ。所謂る古尺なり。古尺に依つて更めて銅の律呂を鑄して以て聲韻を調う。尺を以て古器を量るに、本銘と尺寸差うこと無し。又た汲郡にて六國の時の魏の襄王の冢を盜發して古の周時の玉律及び鍾、磬を得たるに、新律と聲韻闇同す」。

さて、周一良氏が第二の據りどころとするのは、太康三年に執筆された杜預の「春秋左氏經傳集解後序」がつぎのよう

に書き始められていることである。

太康元年の三月、吳の侵寇が始めて平いだ。余は江陵から襄陽にもどって武裝解除し、そこでかねてからの考えを發揮して春秋釋例ならびに經傳集解を書きあげた。その仕事をやっとおわった頃、會（たまたま）汲郡汲縣でその界内の舊墓を發いた者があり、古書が大量に見つかった。すべて竹簡を編綴して科斗文字。墓を發いた者が意にとめなかったため、往々にしてばらばらになっていた。科斗文字は久しく廢れているため、あれこれ考えてみても、そっくりすべてを解釋することはできなかった。最初まず祕府に藏され、余は晩年にそれを目にする機會に恵まれた。

この「後序」の正義には、汲冢書の發見を太康元年のこととする王隱『晉書』が引かれているのだが、しかし周氏は右の文中の「會」の一字にこそ注目すべきであるとして言う。「會」の字の意味は恰巧、適逢である。杜預は「會」の字によって、そのことが太康元年の彼の兩書完成後間なしであったことを説明しているのであって、二年説と合致し、太康以前であつたはずがない。錢大昕の『廿二史考異』一八に、趙明誠の『金石錄』が太公廟碑及び荀勗序『穆天子傳』の俱に太康二年と云うに據りて以て晉紀の年月の誤りを正せしは、其の説固より確なり、とある。ただし錢氏がその條下にさらに注して、杜預の春秋後序も亦た太康元年に作る、と述べているのは、杜序中の「會」の字に注意しなかつたために誤りを犯したのである。

周一良氏の説の當否はともかくとして、また私は汲冢書發見の年次の確定にあまり拘泥するつもりはないけれども、趙明誠の『金石錄』が引くところの「太公廟碑」とは、その目錄二に「第二百九十二、晉太公碑。太康十年三月」として著録されるもの。そしてその跋尾の十にはつぎのようにある。「右、晉の太公碑。其の略に云わく、太公望なる者は此の縣の人。大晉受命して四海は一統せらる。太康二年、縣の西偏に盜有つて冢を發いて竹策の書を得たり。書の藏せらるるの年は秦の坑儒の前八十六歳に當る、と。今、晉書武帝紀を以て之れを考うるに、咸寧五年、汲郡の人不准、魏の襄王の冢を掘りて竹簡の小篆の古書十餘萬言を得、祕府に藏すと云う。此の碑と年月同じからず。碑は當時の立つる所。又た荀勗は

穆天子傳を校し、其の敘にも亦た太康二年と云い、碑と合す。以て晉史の誤りを正す可し。其の小篆の書と曰うも亦た謬りなり。且つ其の書既に秦の坑儒の八十六歳の前に在れば、是の時安んぞ小篆有るを得んや」。

汲縣の「太公廟碑」は、『水經注』卷九の清水注に、「(汲縣)城の西北に石夾水有り、飛湍湓急にして世人は亦た之れを磻溪と謂い、太公嘗つて此に釣せりと言ふ。……城北三十里に太公泉有り。泉上に又た太公廟有り。廟の側は高林秀木、翹楚として競い茂り、相い傳えて太公の故居と云えり。晉の太康中、范陽の盧無忌は汲令と爲り、碑を其の上に立つ」との言及があるもの。太公望垂釣の磻溪は陝西の渭水に注ぐ峽谷とされるのが一般だが、汲縣にも同様の傳承が存したのである。それはともかくとして、いわゆる「太公廟碑」の全文は、『金石萃編』の卷二五に晉の太康十年(二八九)三月丙寅朔十九日甲申造「太公呂望表」として收められているほか、また卷三二に收める東魏武定八年(五五〇)四月庚辰朔十二日辛卯建造「太公呂望表」の前半部にも刻まれていて、兩者をつき合わせながら讀む便宜を與えられている。この碑について注目されるのは、その土地から發見されたばかりの汲冢書である『周志』と『竹書紀年』の二種の引用があることである。『周志』とは、『晉書』束皙傳が雜書十九篇中の一つとして記録する『周書』のことであろう。

さてこの「太公廟碑」は、「齊の太公呂望なる者は此の縣の人なり。秦の燔書に遭いて、史は其の籍を失う。大晉の受命するに至って、吳會は既に平ぎ、四海は一統せらる。太康二年、縣の西偏に盜有つて冢を發いて竹策の書を得たり。書の藏せらるるの年は秦の坑儒の前八十六歳に當る」、このように竹書が秦の焚書坑儒以前に冢中に藏されたおかげで災厄を免れ、晉の大統の世に至って再び姿を現したためでたさを頌ぐ文章をもって始まる。竹書が藏されたのが「坑儒の前八十六歳」ということに關しては後述。そしてつづいて、つぎのごとく『周志』が引かれているのである。

其の周志に曰わく、文王は天帝の玄襖を服して以て令狐の津に立つを夢む。帝曰わく、「昌よ、汝に望を賜わん」。文王、再拜稽首す。太公も後に於いて亦た再拜稽首す。文王之れを夢みるの夜、太公も之れを夢みることも亦た然り。其の

後、文王は太公を見て之れに計りて曰わく、「而の名は望爲るか」。答えて曰わく、「唯、望爲り」。文王曰わく、「吾は汝を見る所有るが如し」。太公、其の年月と其の日とを言い、且つ盡く其の言を道い、「臣此こに以て見ゆることを得たり」と。文王曰わく、「之れ有り、之れ有り」。遂に之れと與に歸り、以て卿士と爲す。

趙明誠が指摘しているように、周の文王と太公望との出會いについて『周志』が傳えるところは、『史記』齊太公世家の記事とは異なり、王逸注『楚辭』とあらまし一致するのであって、王逸の時代には汲冢書はまだ世に現れてはいなかったのだが、「逸は必ず別に據る所が有った」からなのであるうか。王逸注『楚辭』とは、「呂望之鼓刀兮、遭周文而得擧」という「離騷」の句の注に、「或いは言わく」として引かれているもの。「太公廟碑」は『周志』につづいて、「其の紀年に曰わく、康王六年、齊の太公望卒す」、このように『竹書紀年』を引用し、「年數を參考するに、蓋し壽は百一十餘歲」と述べたうえ、碑建立の緣起をつぎのごとく敘している。「先秦滅學するも丘墓に藏せられ、天下平泰にして其の潛書を發す。書の出ずる所は正に斯の邑に在り。豈に皇天の先哲を章明し、其の名號を著らかにし、百代に光かせて無窮に垂示する所以の者なる乎」。あたかも潛書が發せられたその時にあたって、太公望の裔孫という盧無忌なる者が汲の縣令として赴任して來た。「是に於いて太公の裔孫の范陽の盧無忌、太子洗馬自ら來つて汲の令と爲る。蟠谿の下に舊と壇場有りしも、今は墮廢し、荒れて治せず。乃ち之れを碩儒に諮り、諸を朝吏に訪ぬるに、僉な以爲らく、太公は功をば民に施し、勞を以て國を定め、國の典祀の宜しく替つべからざる所と。且つ其の山たるや、能く雲雨を興し、財用の出ずる所なれば、遂に舊祀を脩復し、名を計偕に言い、石に鐫り表を勒んで以て顯烈を彰らかにし、萬載の後をして稱述する所有らしむ」。

唐修『晉書』束皙傳の汲冢書に關する記事について検討さるべき第二の問題は、汲冢書が發見されたところの古墓の墓主はいったい誰なのかということである。唐修『晉書』束皙傳では魏の襄王之墓、ないしは一説に安釐王之冢とされている。また杜預「春秋左氏經傳集解後序」の正義が引く王隱『晉書』束皙傳は安釐王之冢としているけれども、墓主の特定

は果して可能なのであろうか。魏の襄王墓と特定されたことに深く關わるのは、荀勗「穆天子傳序」のつぎの一文である。

汲は戰國時代の魏の土地である。發見された竹書紀年を案ずるに、つまり魏の惠成王の子の今王の冢である。世本ではつまり襄王である。史記の六國年表を案ずるに、今王二十一年から秦の始皇二十四年の焚書の歲に至るまで八十八年。

太康二年に始めてこの書が發見されるまで、およそ五百七十九年。<sup>17)</sup>

焚書坑儒が行なわれた秦始皇三十四年は西曆紀元前二一三年。「太公廟碑」が「書の藏せらるるの年は秦の坑儒の前八十六歲に當る」と述べているのも、この荀勗の説をふまえてのことであるのは疑いがないが、いわゆる汲冢が魏の襄王墓と特定された根據は、墓中から發見された『竹書紀年』の記事が今王をもっておわり、その今王が魏の惠成王の子の襄王に比定されたことに基づくものようである。そしてそれはそもそも、荀勗とともに汲冢書の整理にあたった和嶠<sup>18)</sup>の説であつたようであつて、『史記』魏世家「十六年、襄王卒、子哀王立」の集解に、「荀勗曰わく、和嶠云う、紀年は黃帝自<sup>19)</sup>り起り魏の今王に終わる。今王なる者は魏の惠成王の子」との一文がある。しかしながら、『竹書紀年』が魏の襄王の記事をもつておわっているからといって、それが發見された墓の主人を魏の襄王と特定すべき何らの根據となり得ぬことは、三尺の童子ですら容易に了解する道理であらう。

ではしからば、またの一説として魏の安釐王墓とされることについてはいかに。杜預「春秋左氏經傳集解後序」の正義は、「太康元年、汲郡の民、魏の安釐王の冢を盜發す」という王隱『晉書』束皙傳を引いたうえ、『竹書紀年』に關して、「史記魏世家に云わく、哀王は二十三年にして卒し、子の昭王立つ。十九年にして卒し、子の安釐王立つ。哀王は是れ安釐王の祖。故に安釐王の冢に哀王の時の書を藏す」と述べている。『竹書紀年』の今王を魏の襄王ではなく哀王に比定する説も存することは後述するが、それにしてもなぜ安釐王墓と特定できるのか、その理由はいっこうに不分明である。唐修『晉書』束皙傳には『竹書紀年』の記事が安釐王二十年でおわっているとあるものの、これまた後述するように明らかな誤り

であり、しかもたとい記事が安釐王二十年でおわっているからといって、そのことをもって安釐王墓と特定できぬこと、記事が襄王をもっておわっているからといって襄王墓と特定できぬのとまったく同断であるとしなければならぬ。

朱希祖氏は、『晉書』律曆志が玉律や鍾、磬が随葬されていたと傳えている事實をもって、それが王墓であることは間違いないと言っているけれども、王墓ではなくして封君墓であろうかと疑う論者も存在する<sup>19</sup>。いわゆる波冢の墓主が誰であるのか、そのこともまた波冢書發見の年次を確定し得ぬのとおなじく不明、とすべきなのではあるまいか。

## 二 『竹書紀年』の上限と下限

新發見の波冢書のなかでも、當時の學者たちを大いに刺戟し、學術史上にとりわけ重要な意義を有したのは、疑いなく『竹書紀年』であった。<sup>20</sup>『竹書紀年』には、舊來の文獻の記事に訂正をせまり、あるいはその闕を補うべき内容を有する記事が少なからず含まれていたからである。ここではひとまず『竹書紀年』の記事の上限と下限について、すなわち『竹書紀年』の記事がいつに始まり、いつにおわるのかについて論ずることとする。

『史記』魏世家の集解に、「紀年は黃帝自<sup>よ</sup>り起り魏の今王に終わる」という和嶠の説が「荀勗曰わく」として引かれていゝることは先に見たとおりであるが、それに對して杜預の「春秋左氏經傳集解後序」には、「其の紀年篇は夏殷周自<sup>よ</sup>り起り、皆な三代の王事にして諸國の別無きなり……」とあり、唐修『晉書』束皙傳にも、「其の紀年十三篇は夏より以來、周の幽王の犬戎の滅ぼす所と爲るに至るまでを記すに事を以て之れを接ぎ……」とあつて、『竹書紀年』の記事が黃帝から開始されてきたのか、それとも三代の夏から開始されていたのかについて一致をみない。このくい違いを、朱希祖氏は和嶠の初寫本と束皙の重定本との間の違いによるものとみなしている。すなわち朱氏は、『竹書紀年』の整理の過程を、第一期——荀勗と和嶠によって隸字への寫定が行なわれた太康二年（二八一）から太康八、九年（二八七、二八八）まで、第二期——衛

恒によって考訂が行なわれた永平元年（二九一）。その年三月、元康と改元二月から六月まで、第三期——東哲によって考正重定が行なわれた元康六、七年（二九六、二九七）から永康元年（三〇〇）まで、の三期に分かつのであって、隋志史部古史類が「紀年十二卷。汲冢書、并竹書同異一卷」として著録する『竹書同異』を、初寫本と重定本との同異に關する書物であらうと考えている。しかしながら、杜預は太康五年（二八四）に卒しており、朱氏が元康六年（二九六）以後の仕事とするところの東哲の重定本を目にしたはずがなく、朱氏の説はたちまちにして破綻をきたすことになる。陳夢家氏も考えているように、恐らく『竹書紀年』の記事は夏から開始されていたのであり、黃帝などのことはそこに附帶的に述べられていただけなのであらう。

『竹書紀年』の記事がいつから始まるのか、そのことについて當時特に議論があった形跡は見出されない。しかるに一方、『竹書紀年』の記事の下限をめぐっては大いに議論をよびおこし、『史記』魏世家が伝える魏王の世系に疑問を抱かせ、ついに『史記』の記事を否定させるまでに至った。『竹書紀年』の記事の下限である魏の今王二十年、その今王を誰に比定するかが問題となったのである。『史記』魏世家の集解、「荀勗曰わく、和嶠云う、紀年は黃帝自り起り魏の今王に終わる」の一文は、それにつづいてつぎのように論じている。「今王なる者は魏の惠成王の子。案ずるに太史公書は惠成王を但だ惠王と言う。惠王の子を襄王と曰い、襄王の子を哀王と曰う。惠王は三十六年にして卒し、襄王は立つこと十六年にして卒す。惠と襄とを并せて五十二年と爲す。今、古文（すなわち『竹書紀年』）を案ずるに、惠成王は立つこと三十六年にして改元して一年と稱し、改元の後十七年にして卒す。太史公書は惠成の世を誤分せしが爲に以て二王の年數と爲せり。世本に惠王は襄王を生むと。而して哀王無し。然らば則ち今王なる者は魏の襄王なり」。すなわち『史記』魏世家が伝える魏王の世系、惠王—襄王—哀王を『竹書紀年』と『世本』とによってただして哀王を抹消すべきであるとし、今王とは魏の襄王であるとするのである。荀勗の「穆天子傳序」が、汲冢について、「蓋し魏の惠成王の子の今王の家なり。世本に於いて

は蓋し襄王なり」と言っているのはもとより和嶠説と符合し、つづいて「史記六國年表を案ずるに、今王二十一年自りよ秦始皇三十四年の燔書の歲に至るまで八十六年」と述べているのは、『史記』では惠王を繼いだ襄王は十六年で卒して哀王が立ち、襄王二十一年はないけれども、哀王二十一年、すなわち荀勗と和嶠の説によれば襄王二十一年は西曆紀元前二九八年であるから、焚書が行なわれた前二一三年までの年數計算に合致する。

かかる哀王抹消説に對して、今王を魏の哀王にあて、襄王抹消説の立場に立つのは杜預の「春秋左氏經傳集解後序」である。「其の紀年篇は夏殷周自りよ起り、皆な三代の王事にして諸國の別無きなり。唯だ特に晉國を記し、殤叔自り起り、文侯昭侯を次して以て曲沃莊伯に至る。莊伯の十一年十一月は魯の隱公の元年正月なり。皆な夏正の建寅の月を用つて歳首と爲し、編年して相い次す。晉國滅してよりは獨り魏事を記し、下は魏の哀王の二十年に至る。蓋し魏國の史記なり」。このように『竹書紀年』の内容のあらましを述べたうで言う。「推校するに、哀王の二十年、大歲は壬戌に在り。是れ周の赧王の十六年、秦の昭王の八年、……燕の昭王の十三年、齊の湣王の二十五年なり。上は孔丘の卒を去ること百八十二歳、下は今の太康三年を去ること五百八十一歳。哀王は史記に於いては襄王の子、惠王の孫なり。惠王は三十六年にして卒して襄王立ち、立つこと十六年にして卒して哀王立つ。古書紀年篇は、惠王三十六年に改元し、一年從りよ始め、十六年に至りて惠成王卒すと稱す。即ち惠王なり。疑うらくは、史記は惠成の世を誤分して以て後王の年と爲すなり。哀王は二十三年にして乃ち卒す。故に特に諡を稱せずして之れを今王と謂う」。

今王を魏の襄王にあてるにせよ、哀王にあてるにせよ、『竹書紀年』に惠成王が立つこと三十六年にして改元し、後元十六年に卒したという記事が存することによって、『史記』魏世家の惠王―襄王―哀王の世系に疑いの目が向けられ、ついにそれが誤りとされるに至ったのである。<sup>22</sup>かくこの魏王の世系の問題を一例として、『竹書紀年』は、その發見の當初から舊來の古史の通説に訂正をせまる内容を含むものであることに注目されたのであった。

## 第二章 古史の再構成

## 一 束皙、杜預

唐修『晉書』束皙傳は、『竹書紀年』について、「蓋し魏國の史書にして、大略は春秋と皆な多く相應するも、其の中の經傳と大いに異なるは……」と述べ、舊來の通説とは異なる記事六條を擧示している。そのことの検討から始めよう。

(1) 「夏の年は殷よりも多き」こと。ただし、この點については不審。何となれば、『史記』夏本紀の集解に、「徐廣曰わく、禹從<sub>よ</sub>り桀に至るまで十七君、十四世。駟案するに、汲冢紀年<sub>よ</sub>に曰わく、有王と無王と歳を用うることを四百七十一年なり」とあり、また殷本紀の集解に、「譙周曰わく、殷は凡そ三十一世、六百餘年。汲冢紀年<sub>よ</sub>に曰わく、湯の夏を滅してより以て受(紂)に至るまで二十九王、歳を用うることを四百九十六年なり」とあって、束皙傳の所説とは反對に、『竹書紀年』ではむしろ殷の受命年數が夏のそれを上まわるからである。

(2) 「益は啓の位を干<sub>お</sub>したれば、啓は之れを殺せし」こと。『史記』夏本紀は、『孟子』萬章篇上を下敷きにして、禹から啓への帝位繼承をまことに牧歌的につぎのように敘している。「その後、益を推擧して政治を任すこと十年、帝禹は東方に巡狩し、會稽に至って崩ずると、天下を益に授けた。三年の喪が明けけるや、益は帝禹の子の啓に譲り、箕山の南にひきこもった。禹の子の啓は賢く、天下の者は心を寄せた。禹が崩ずるに及んで益に天下を授けはしたが、益が禹を補佐した日は淺く、彼の徳はまだ天下に廣まっていなかったので、諸侯たちはすべて益を去って啓のところに出かけ、吾が君は帝禹の子なりと言った。そこで啓は天子の位に即いた。これが夏后帝啓である<sup>23</sup>」。しかるに『竹書紀年』には、禹の子の啓と宰相の益との間に激しい權力鬭争が展開され、啓が益を殺したとの記事があるというのである。ただし、ひとしく『史記』

でありながら、燕召公世家に『竹書紀年』に語られていたのであろうのと類似の記事が存することに注目される。すなわち、燕王噲が鹿毛壽の進言に従って宰相の子之に國政を委ね、やがて子之の權勢が大きくなった時、ある者が燕王に語つた言葉につきのようなものがあるのがそれである。「禹は益を推薦し、やがて啓の近臣を益の部下とした。禹は年老いると、啓の近臣が天下を任すには足りぬと考え、天下を益に傳えたが、やがて啓はその徒黨とともに益を攻め、王位を奪い返した。天下の者は、禹が名目上は天下を益に傳えたものの、やがて實際上は啓に自ら奪い取らせたのだと考えた。今、王は口先では國を子之に委ねると言っておきながら、彼の部下は誰一人として太子の近臣でない者はいない。つまり名目上は子之に委ねてはいるものの、實際上は太子が政治を行なっているのだ」。また『漢書』律曆志上にも、太史令の張壽王が「化益(すなわち伯益)は天子と爲つて禹に代る」と述べたことが記されている。

(3) 「太甲は伊尹を殺せし」こと。このことについては後述に譲る。

(4) 「文丁は季歷を殺せし」こと。文丁は『史記』殷本紀の太丁、すなわち紂の祖父。季歷はもとより周の文王の父である。『呂氏春秋』孝行覽の首時篇に、「王季歷は困しみて死し、文王は之れを苦む」との一文があり、高誘は、「王季歷は文王の父なり。國事に勤勞して以て斃没するに至る。故に文王は哀思苦痛するなり」と注しているだけだが、『呂氏春秋』のこの一文の背景には、あるいは『竹書紀年』が傳えるような話があるのかも知れない。

(5) 「周の受命よ自り穆王に至るまでが百年にして、穆王の壽が百歳なるには非ざりし」こと。『尚書』呂刑序に「惟れ呂は命ぜらる。王は國を享くること百年、耄荒す。度り刑を作りて以て四方を詰む(偽孔傳)。言うところは、呂侯は命ぜられて卿と爲る。時に穆王は國を享くること百年なるを以て耄亂荒忽す。穆王の位に即くは四十を過ぐ。百年と言うは、其の老ゆると雖も而も能く賢を用いて以て名を揚げしを大いにす」とあり、あるいは『史記』周本紀に「穆王の即位するや、春秋已に五十なり。……穆王は立つこと五十五年にして崩す」とあるのなどに訂正をせまるものである。

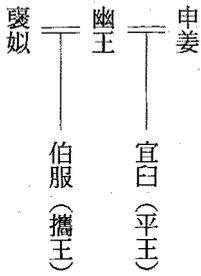
(6) 「幽王(當に厲王に作るべし)既に亡れ、共伯和なる者有って天子の事を攝行す。二相共和せしには非ざりし」こと。周の厲王が彘に出奔して後、十四年にわたって召公と周公の二相が政務を行ない、共和と號したというのが『史記』周本紀の記事に代表される通説であった。だがそうではなく、共伯和なる者が天子代行をつとめたというわけである。このことに關連して注目されるのは、『史記』三代世表の「共和」の條の素隱が、「周召の二公、共に王室を相く、故に共和と曰う」との通説を記したうえ、つぎのような皇甫謐の異説を紹介していることである。「皇甫謐云わく、共伯和、王位を干すと。以うに共は國、伯は爵、和は其の名なり。王位を干すとは篡を言うなり。史遷の説と同じからず。蓋し異説なるのみ」。この皇甫謐の異説は『帝王世紀』から採られているのに違いない。それはさらに『竹書紀年』に基づくものと判斷されるが、皇甫謐が世を去ったのは太康三年(二八二)。つまり汲冢書發見の直後ともいふべき時點において、皇甫謐はすでにして『竹書紀年』を利用していたわけである。

『晉書』束皙傳が、「經傳と大いに異なる」ところとして擧示している『竹書紀年』の記事は以上のごとくである。束皙は「疑いに隨つて分釋し、皆な義證有り」(『晉書』束皙傳)とか、「多く異義を證す」(同卷五一王接傳)とかと傳えられているように、彼には『竹書紀年』に關する著作が存したことは疑いがなく、右の擧例もそれに基づくもののように思われるが、なおそのほかにも、束皙が『竹書紀年』を根據として舊説に異を唱えている數事を拾うことができる。

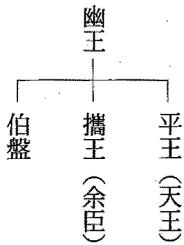
すなわち、『尚書』盤庚の序「盤庚は五遷し、將に亳の殷に治せんとす」の僞孔傳、「湯自ら盤庚に至るまで、凡そ五たび都を遷す。盤庚は亳の殷に治す」、その正義は、「この序に、盤庚は將に亳の殷に治せんとすとあり、後(の盤庚)の傳には、殷は亳の別名とある。すると亳と殷とは同じ都であつて、(帝告と釐沃の序に)湯は遷つて還た先王の居に従う、とあるものである」、このように述べたうえ、汲冢古文に基づく束皙の異説を紹介している。「ところが汲冢古文では、盤庚は奄自ら殷に遷る、殷は鄴の南三十里に在り、となつており、束皙はつぎのように言っている。尚書の序の盤庚五遷、將治

亳殷を、舊説では亳に住んだこととし、亳殷は黄河の南にあるとするが、孔子の壁中から發見された尙書では、將始宅殷——將に始めて殷に宅せんとす——となっており、それが汲冢古文と合致する。漢書の項羽傳にも、洹水の南の殷墟のほとりと見え、現在も安陽の西に殷というところがある、と。つまり束皙は、殷は黄河の北に位置し、亳とは別だと考へるのである。

あるいはまた『左傳』昭公二十六年、王子朝が諸侯に發した布告のなかのつぎの一節。「幽王に至って天は周を弔あわれまず。王は昏くして若しかわず、用つて厥その位を愆うしなひ、攜王は命を奸おかししかば、諸侯は之れを替えて而して王嗣を建て、用つて邲に遷す」、そしてその杜注にはつぎのようである。「攜王は幽王の少子の伯服なり。王嗣は宜臼なり。幽王の後の申姜は太子宜臼を生む。王は褒姒を幸して伯服を生み、之れを立てんと欲して太子を殺さんとす。太子は申に奔る。申伯は鄭及び西戎と與ともに周を伐ち、戲に戦う。幽王死す。諸侯は伯服を廢して宜臼を立て。是れを平王と爲し、東のかた邲に遷す」。この杜注の言うところの關係を圖示するならば、系圖(一)のごとくである。しかるに正義には、杜注の言うところは異なる『竹書紀年』の記事が引かれている。「汲冢書紀年に云わく、平王は西申に奔り、而して伯盤を立てて以て太子と爲す。(伯盤は)幽王と俱に戲に死す。是れより先、申侯、魯侯及び許の文公は平王を申に立つ。本と太子なるを以て、故に天王と稱す。幽王既に死し、而して虢公翰は又た王子余臣を攜に立つ。周の二王並び立つ。二十一年、攜王は晉の文公の殺す所と爲る。本と適には非ざるを以て、故に攜王と稱す」。伯盤はつまり伯服であり、『竹書紀年』によれば系圖(二)のごとくなるわけだが、正義はこのような『竹書紀年』の記事を引いたうえ、束皙がそれに基づいて、攜王を伯服のこととする杜注を舊説として退けたことを紹介



系圖(一)



系圖(二)

伯盤はつまり伯服であり、『竹書紀年』によれば系圖(二)のごとくなるわけだが、正義はこのような『竹書紀年』の記事を引いたうえ、束皙がそれに基づいて、攜王を伯服のこととする杜注を舊説として退けたことを紹介

しているのだ。「束皙云わく、案ずるに左傳の攜王奸命について、舊説では攜王を伯服のこととしている。伯服を古文では伯盤に作り、攜王のことではないとしている。伯服は立って王となること積年、諸侯は始めて彼を廢して平王を立てたのであると。事實はあるいはきつとそういうことなのであらう」<sup>20</sup>。

攜王を伯服のこととする杜預の解釋は、『竹書紀年』に依據する束皙によって舊説として退けられているのだが、しかしながら、先述したごとく晩年に汲冢書を見る機會に恵まれた杜預は、やはり大いに『竹書紀年』に傾倒したのであった。

太康三年（二八〇）に執筆した「春秋左氏經傳集解後序」に、「その著書（『竹書紀年』）の文意は春秋經文とたいそうよく似ているので、それから推して古の國史の策書のありようを充分にうかがうことができる」と述べたうえ、杜預は『竹書紀年』と『春秋』經文の記事の内容が相應しながら兩者の文辭が相違する數條を示し、文辭の相違のよって來たる所以を『左傳』をもってその説明としているのである。つまり、國史の策書が經書として加工される關輪を探ろうとするのである。

(1) 『竹書紀年』「魯隱公及邾莊公盟于姑蔑」。↓『春秋』「隱公元年「公及邾儀父盟于蔑」。『左傳』「公、邾の儀父と蔑に盟う。邾子克なり。未だ王命あらざれば、故に爵を書せず。儀父と曰うは、之れを貴べばなり」。

(2) 『竹書紀年』「晉獻公會虞師伐虢、滅下陽」。↓『春秋』「僖公二年「虞師晉師滅下陽」。『左傳』「晉の荀息、請うに屈産の乗と垂棘の璧とを以てし、道を虞に假りて以て虢を伐つ。……晉の里克と荀息、師を帥いて虞師に會し、虢を伐ち、下陽を滅す。先に虞を書するは、賄の故なり」。虞は「倡兵の主」ではなく、あくまで晉が「主兵」であったにもかかわらず、經文が「晉師虞師」と書さずに「虞師晉師」と書しているのは、虞が賄として屈産の乗と垂棘の璧を貪ったことを悪んでのことだといふのである。

(3) 『竹書紀年』「周襄王會諸侯于河陽」。↓『春秋』「僖公二十八年「天王狩于河陽」。『左傳』「是の會や、晉侯は王を召し、諸侯を以て見え、且つ王をして狩せしむ。仲尼曰わく、臣を以て君を召すは以て訓とす可からず」と。故に書して、

天王狩于河陽、と曰う。其の地には非ざるを言うなり」。河陽は晉に屬し、周王が狩りをすべき土地ではない。經文はこのように書すことよって、晉侯が強權をもって周王を召したことを批判したのである。

かく杜預は、『竹書紀年』と『春秋』經文をつき合わせたうえでつぎのように結論している。「およそこのような類はとも多いのだが、數條を略舉して、國史がすべて（諸國からの）赴告に基づいて事實ありのままに時事を書していること、しかるに仲尼が春秋を修するにあたっては、義によつて異文を制作したことを明らかにしたのである<sup>20</sup>」。ついでさらに『竹書紀年』と『左傳』の記事が符同する數例を示し、『左傳』が公穀二傳にまさる所以の證據とする。左傳辭をもつて自認した杜預の面目躍如、といったところである。

(1) 『竹書紀年』「衛懿公及赤翟戰于洞澤」。洞澤の「洞」は「洄」の誤りであろうとしたうえで、『春秋』閔公二年「十有二月、狄入衛」の『左傳』に、「冬十二月、狄人、衛を伐つ。衛の懿公は……狄人と熒澤に戰う」とあるものであるとする。

(2) 『竹書紀年』「齊國佐來獻玉磬紀公之甗」。↓『春秋』成公二年「秋七月、齊侯使國佐如（晉）師、己酉、及國佐盟于袁婁」の『左傳』、「齊侯、賓媚人を使わし、賄いするに紀の甗と玉磬と地とを以てす」。賓媚人はすなわち國佐。齊が紀を滅して獲得したところの甗と玉磬と土地を贈物としたのである。

かくして杜預は、『竹書紀年』のもろもろの記事はおおむね左傳と符同し、公羊、穀梁とは異なるのであって、公穀の二書が近い時代の穿鑿であり、春秋の本意を伝えるものではないことがはっきりとわかるのである。すべてがすべて史記、尙書と同じではないものの、つき合わせて研究してみると、學者の間違いをただすことができる、「また別に一卷があつて、もっぱら左氏傳の卜筮に關することがらを集めて抜き書きし、上下の順序とその文義はすべて左傳と同じであつて、師春と名づけられている。師春は抄寫し集成した者の人名のようである<sup>21</sup>」、このように述べ、そのうえで最後に取り上げて

論じているのが、『晉書』東晉傳にも、『竹書紀年』の記事が「經傳と大いに異なる」ところの一例として示されていた「太甲は伊尹を殺せし」ことについてなのだ。

竹書紀年にはまたつぎのようにある。「殷の仲壬は即位して亳に居る。其の卿士は伊尹。仲壬崩ずるや、伊尹は大甲を桐に放ち、乃ち自立せり。伊尹即位し、大甲を放つこと七年、大甲は潛かに桐自り出で、伊尹を殺し、乃ち其の子の伊陟と伊奮を立て、命じて其の父の田宅を復して之れを中分せしむ」。さて左氏傳（襄公二十一年の晉の大夫欒黶の言葉）に、「伊尹は大甲を放つも之れを相とし、卒に怨む色無し」とある。してみると、大甲は放逐され、もどって來ると伊尹を殺したのだが、しかしやはりその子を宰相としたのである。これは、尙書が大甲について敘述しているところと大いにくい違っている。老人の伏生がぼけてうっかりしていたのであろうか。それともこの古書（竹書紀年）は當時の雜記であつて信を置くに値しないのであろうか。あらまし左氏傳（の理解）にとつて有益であるから、略記して集解の末に附す次第である。

『左傳』襄公二十一年の「伊尹は大甲を放つも之れを相とし、卒に怨む色無し（伊尹放大甲而相之、卒無怨色）」は、伊尹は大甲を放逐したけれども、太甲は桐宮からもどると再び伊尹を宰相とし、何ら怨む色がなかった、という意味に解釋されるのが一般であつて、『竹書紀年』を目睹するに先立って執筆された集解のその條の杜注には、やはりつぎのように釋されている。「太甲は湯の孫なり。荒淫なること度を失す。伊尹は之れを桐宮に放つこと三年。改悔して之れを復し、而して恨む心無し。一怨を以て大徳を妨げざるを言う」ところが『竹書紀年』によるならば、太甲は伊尹を殺し、しかしやはりあらためてその子を宰相としたということになる、というのである。そして『尙書』太甲の敘述ともくい違ふ、というのである。ただし太甲は僞篇であるから、正義が「杜は古文を見ざれば、唯だ書序を以て考正す」と述べているように、太甲の序に「太甲既に立ちて不明なり。伊尹諸を桐に放つ。三年にして亳に復歸し、庸（常道）を思う。伊尹、太甲三篇を作る」

とあるのに基づいて、「尙書が大甲について敘述しているところと大いに違い違っている」と立論しているであろう。<sup>84</sup> ちなみに伏生云々が、漢の文帝の時、濟南の伏生が『尙書』に通じていると、このことで朝廷に召そうとしたものの、すでに九十歳を越す老人であるため赴くことができず、そこで掌故の鼂錯を派遣のうえ聞き書きによってテキストを作ったと傳えられる（『漢書』儒林傳）のに基づくこと、もとより言うまでもない。

二 臣瓚、左思、郭璞

汲冢書は、荀勗が曹魏の鄭默の『中經』に基づきつつあらたに制作した書目である『新簿』の丁部にはやくも著録された（『隋書』經籍志總序）。そして隋志が汲冢書として著録しているのは、「紀年十二卷、并竹書同異一卷」（史部古史類）、「古文瑣語四卷」（同雜史類）、「穆天子傳六卷」（同起居注類）の三種であるが、『初學記』卷二四居處部「臺」の引用について確認できるように、束皙には『汲冢書抄』なる著作もあった。<sup>85</sup> ともかく、校訂整理をへたこれらの汲冢書が、一般の學者にも提供されたわけである。

汲冢書の發見からあまり時をおかずして、汲冢書を大いに利用して古史の解明につとめようとした學者に、『漢書』舊注家の一人として知られるいわゆる臣瓚があった。顏師古の「前漢書敘例」に言う。「また臣瓚なる者がいるが、氏族はわからない。その時代を考えてみると、やはり（晉灼と同じく）晉初の人である。彼は（後漢の服虔と應劭、また晉灼に加えて）さらに諸家の（漢書の）音義を總集したうえ、いささか自分の意見をそのおわりにつけ加えて前説を一つひとつ攻撃し、好んで竹書を引用して解明できたと自分では思いこんでいるが、見當違いがないではない。およそ二十四卷、二帙に分けられている。今日の集解音義がつまりこの書物である」。<sup>86</sup> 陳夢家氏の「六國紀年表」は、臣瓚が引用する汲郡古文はすべて古代の地名に關するものばかりであるから、恐らく『生封』に基づくのであらうと述べている。『生封』とは、『晉書』束皙傳に

「生封一篇。帝王の封ずる所」とあるもの。『漢書』臣瓚注が汲冢書を頻繁に用いていること、拙著『六朝精神史研究』（同朋舎出版、一九八四年）の第十章「顔師古の『漢書』注」に資料Iとして挿んだ「臣瓚注所引の竹書」を参照されたいが、『漢書』武帝紀元鼎四年「詔曰、祭地冀州、瞻望河洛、巡省豫州、觀于周室、邈而無祀、詢問耆老、迺得孽子嘉、其封嘉爲周子南君、以奉周祀」、そこに施された臣瓚注のごとく、『生封』ならずして明らかに『竹書紀年』が用いられている場合もある。すなわち、「臣瓚曰わく、汲冢古文に衛の將軍文子を子南彌牟とよび、その後裔に子南固、子南勁がいる。紀年に、勁は魏に朝し、後に惠成王の衛に如くや、子南を命じて侯と爲す、とある。秦が六國を併合するにあたり、衛は最も後に亡んだ。恐らく嘉は衛の後裔であって、だから子南を氏とし、そのうえ君と稱しているのである」<sup>②7</sup>。もっともこの臣瓚説は、顔師古によってつぎのごとく退けられている。見當違いと判断された一例である。「師古曰わく、子南はその封邑の呼稱である。周の後裔としたので、だからひっくりかえりて周子南君と云うのである。瓚説は間違ひである。例として先に姓を言い、その後で君と稱することはない。かつ嘉より以後、すべて姫氏を姓とすること史傳に明らかである」<sup>②8</sup>。

臣瓚の姓は不明ながらも、彼はそもそも汲冢書と深い關わりを有する人物であったように思われる。というのは、『四庫全書總目提要補正』卷四二小説家類「穆天子傳六卷」條に引用の「張氏藏書志」に、『穆天子傳』の舊鈔本には、荀勗の序に先立ってつぎの五行が書されていると言ふからである。

侍中中書監光祿大夫濟北侯臣勗

領中書令議郎上蔡伯臣嶠言部

祕書主書令史謹勸給

祕書校書中郎張宙

郎中傅瓚校古文穆天子傳已訖謹並第錄

勗は荀勗、嶠は和嶠。朱希祖氏もいくらか文字を異にする別の舊鈔本に基づいてこの序首を引き、謹勳給は三人の人名であつて、それぞれ「臣謹」「臣勳」「臣給」に作るべく、張宙も「臣宙」に作るべきだとただしたうえ、傳瓚の二字は「當に臣瓚に作るべき」であつて、「傳」の字は後人の改めたところであるとするが、それはともかくこの序首は、『史記』集解序「漢書音義に臣瓚と稱する者、氏姓を知る莫し」、その司馬貞素隱が臣瓚の姓を傳と定めたうえ、その證據として引用する「穆天子傳目錄」に、「傳瓚は校書郎と爲つて荀勗と同じに穆天子傳を校定す」とあるのに合致するものであるという。

つとに西晉時代において汲冢書が用いられているまた一つの事例として、小さなことながら、左思の「吳都賦」(『文選』卷五)の「思比屋於傾宮、畢結瑤而構瓊——建物を桀の傾宮に似せようとして、ことごとく瑤臺や瓊室を作りあげた」、その句に施されている劉淵林の注を擧げることができる。すなわち、「汲郡地中古文冊書に曰わく、桀は傾宮を築き、瑤臺を飾り、紂は瓊室を作り、玉門を立つと。其の夸麗を言う」とあるのがそれである。劉淵林は劉逵。「晉書」文苑左思傳によると、洛陽の紙價を貴からしめたという故事をもつて知られる左思の「三都賦」、すなわち「蜀都賦」「吳都賦」「魏都賦」から成る「三都賦」は、そもそも左思の求めに應じた皇甫謐によつて「三都賦」全體の總序として都序が執筆され、さらに張載によつて「魏都賦」の注が、劉逵によつて「吳都賦」と「蜀都賦」の注が書かれた。そこに引かれている劉逵の注序には、つぎのようにある。「見わたしたところ、中古以來、賦の作者はあまた存在する。司馬相如の子虛賦は評判を前代に一人占めにし、班固の兩都賦は文辭よりも理が勝り、張衡の二京賦は内容よりも文辭が過剰である。ところでこの三都賦はといへば、數名の作家たちについてあれこれと考えたうえで、文辭を設けて言わんとするところにびたりとかない、そもそも精緻な趣きに富んでいる。しっかりと研究する者でなければその趣旨に練達することはできず、博物の者でなければそのすばらしさを大づかみにすることはできない。世間はこぞって遠い時代のものを貴んで近い時代のものをさげすみ、また名物に意を用いようとしなが、この文章(三都賦)を私はすばらしいものだと思ふ。そこでいささか智慧をし

ぼってその引註を作る。あたかも胡廣にとつての官箴、蔡邕にとつての典引のようなものである。<sup>(40)</sup>『晉書』左思傳にはまた衛權の「三都賦略解」の序も引かれている。「余は三都賦を眺めてみたところ、言葉はいささかも浮華ならずして必ず典雅で本質をつき、さまざまの種類の物名は圖録や典籍に基づき、表現も内容も堂々としていてまことに貴ぶべきものである。晉の徴士である故の太子中庶子の安定の皇甫謐は西州の逸士であり、書物に耽溺して道を樂しみ、自分の生き方を高尚にしたが、この文章を讀んでいたく感激し、その都序を作った。中書著作郎の安平の張載、中書郎の濟南の劉逵はいずれも經學の知識はひろく、文才はすっきりと際立つが、すべてにほれこみ、その訓註を作った。そのなかの山川や地域、草木や鳥獸、奇怪で珍らしいものについて、すべてにわたって由來を細かく調べあげ、その意味をあちこちに散りばめた。余もその文章をこよなく愛して黙ったままできず、お二人がうっかり見落とされている點をいささか取り上げてその略解を作った。ただ煩雜さを増しただけのこと、讀者は無視して下さるよう<sup>(41)</sup>に」。

左思の「三都賦」に對しては、このような仰々しい贊辭が呈されているのだが、ところが梁の劉孝標は、『世說新語』文學篇の「左太冲作三都賦初成」章に施した注のなかで、水をさすかのようにまことに辛辣なことを言っている。「皇甫謐は西州の高士、摯仲治（摯虞）は宿儒として名を知られ、左思なんかの同類ではない。劉淵林（劉逵）と衛伯輿（衛權）はどちらも早世した。彼らはすべて左思の賦の序や注を書きはしなかった。あらゆる注解はすべて左思自身が書いたのだ。自分の文章に箔をつけようと、時人の姓名をかたつたのである<sup>(42)</sup>」。もし劉孝標の言つとおりであるとすれば、「吳都賦」に劉逵注として引かれている「汲郡中古文册書」も、實際は左思の自注ということになるろう。

左思の「吳都賦」と汲冢書との關わりは、取り上げるのも愚かなほど小さなことである。それとは異なつて、臣瓚に勝るとも劣らず、それどころか一層輪をかけて汲冢書に執心したのは、「古文奇字を好んだ」と傳えられる郭璞（『晉書』卷七二・二七六―三二四）であつた。荀勗たちの寫定本『穆天子傳』に依據してそれに最初の注を施したのは郭璞であり、郭璞の

『穆天子傳』注には、往々にして『竹書紀年』が用いられている。ひとまずそれらを拾うこととする。

資料I 郭璞『穆天子傳』注所引の『竹書紀年』<sup>43</sup>

- (1) 卷一「天子北征于犬戎」、注「國語(周語上)曰、穆王將征犬戎、鄒公謀父諫、不從、遂征之、得四白狼四白鹿以歸、自是荒服不至、紀年又曰、取其五王以東」。
- (2) 卷一「天子之駿、赤驥盜驪白義踰輪山子渠黃華騶綠耳」、注「紀年曰、北唐之君來見以一驪馬、是生綠耳、魏時、鮮卑獻千里馬、白色而兩耳黃、名曰黃耳、即此類也、八駿皆因其毛色以爲名號耳、案史記(秦本紀、趙世家)、造父爲穆王得盜驪華騶綠耳之馬、御以西巡遊、見西王母、樂而忘歸、皆與此同、若合符契」。
- (3) 卷三「吉日甲子、天子賓于西王母」、注「西王母如人虎齒蓬髮、戴勝善嘯、紀年、穆王十七年、西征昆侖丘、見西王母、其年來見、賓于昭宮」。
- (4) 卷三「丁未、天子飲于溫山、□考鳥」、注「紀年曰、穆王見西王母、西王母止之曰、有鳥鴈人、疑說此鳥、脫落不可知也」。
- (5) 卷三「詔六師之人、□其羽、爰有□藪水澤、爰有陵衍平陸、碩鳥解羽、六師之人、畢至于曠原」、注「言將獵也、下(卷四)云、北至曠原之野、飛鳥之所解其羽、山海經(大荒北經)云、大澤方千里、群鳥之所生及所解、紀年曰、穆王北征、行積羽千里、皆謂此野耳」。
- (6) 卷四「庚辰、天子大朝于宗周之廟、乃里西土之數」、注「里謂計其道里也、紀年曰、穆王西征、還里天下億有九萬里」。
- (7) 卷四「吉日丁酉、天子入于南鄭」、注「今京兆鄭縣也、紀年、穆王元年、築祇宮于南鄭、傳(左傳昭公十二年)所謂王是以獲沒于祇宮者」。

## (8) 卷五「留昆歸玉百枝」、注「留昆國見紀年」。

注目すべきは、郭璞の「江賦」(『文選』卷二二)に、右の資料I—(5)に見える「積羽」を用いたつぎの句のあることである。「其羽族也、……産氈積羽、往來勃碣——そこに住む鳥どもは、……積羽の野で雛をかえし羽替えをし、勃海碣石に往き來する」。その句に施された李善注は、『穆天子傳』郭璞注に引用の『竹書紀年』とは小異があつて、「竹書に曰わく、穆王は北征し、流沙を行くこと千里、積羽を行くこと千里」。「江賦」にはまた「想周穆之濟師、驅八駿於鼉鼉——周の穆王の遠征に、八頭の駿馬を驅つて大鼉とわにの橋を渡らせたことを思う」の句もあり、李善注は、「紀年に曰わく、周の穆王三十七年、征伐す。大いに九師を起し、東のかた九江に至るや、鼉鼉を叱して以て梁と爲す」。つまりこの句も、『竹書紀年』ならびに資料I—(2)の『穆天子傳』の記事をふまえるのである。先述したごとく、左思「吳都賦」の「思比屋於傾宮、畢結瑤而構瓊」の句には、注として「汲郡地中古文冊書」から「桀は傾宮を築き、瑤臺を飾り、紂は瓊室を作り、玉門を立つ」の記事が引かれているのだが、左思の句は汲冢書を前提としなければ造形不可能というものでは必ずしもないであろう。何となれば、『呂氏春秋』貴直論過理に「(紂は)瓊室を作り爲し、傾宮を築き爲す」、また『淮南子』本經訓に「晩世の時、帝に桀紂有つて、桀は璇室瑤臺を爲る……」などとあるのをはじめとして、張衡の「東京賦」(『文選』卷三)に「夏癸(桀)の瑤臺、殷辛(紂)の瓊室」の句があり、あるいはまた皇甫謐の『帝王世紀』に、「帝桀は……瓊室瑤臺を爲る」(『太平御覽』卷八二)とか、「紂は傾宮を作り、七年にして乃ち成る」(同卷一七三)とかとあるからである。しかるに郭璞の「江賦」の句は、「其羽族也、……産氈積羽、往來勃碣」にしても、また「想周穆之濟師、驅八駿於鼉鼉」にしても、どちらも『竹書紀年』を前提としなければ造形は不可能である。

資料I—(7)に關連する一事を付言するならば、『漢書』地理志の京兆尹鄭縣條に「周宣王弟鄭桓公邑」とあり、その顔師

古注にそれを誤りとする臣瓚説が引かれている。「臣瓚曰わく、周は穆王以後、西鄭（すなわち穆天子傳の南鄭）に都を置いたから、そこに桓公を封ずるわけにはゆかない。初め桓公は周の司徒となったが、王室が亂れんとするや、史伯とあい謀って金品財貨を號と會のあたりに寄託した。幽王が敗れると、二年にして會を滅し、鄭父の丘に住した。そこで鄭の桓公というのであって、京兆（の鄭）に封ぜられたとの文章は見あたらない」<sup>44</sup>。この臣瓚注も、そうとは明言せぬものの、『竹書紀年』に「穆王元年、祇宮を南鄭に築く」とあるのに基づくものではあるまいか。もっともこの臣瓚説も、顔師古によって、「穆王以下、西鄭に都するの事無し。瓚説は非なり」と退けられている。

郭璞の『爾雅』注にも、その釋親篇「子之子爲孫、孫之子爲曾孫、曾孫之子爲玄孫、玄孫之子爲來孫、來孫之子爲昆孫」、注「昆、後也、汲冢竹書曰、不窋之昆弟」として汲冢書からの一條の引用があるが、よりしばしば汲冢書が用いられているのはその『山海經』注である。

資料Ⅱ 郭璞『山海經』注所引の汲冢書<sup>45</sup>

- (1) 南山經「又東三百里柢山、多水、無草木、有魚焉、其狀如牛、陵居、蛇尾有翼、其羽在鮎下、其音如留牛」、注「莊子（應帝王）曰執犁之狗、謂此牛也、穆天子傳曰、天子之狗執虎豹」。
- (2) 西山經「華山冢也、其祠之禮、太牢、隃山神也、祠之用燭、齋百日、以百犧、瘞用百瑜、湯其酒百尊、嬰以百珪百璧」、注「嬰謂陳之以環祭也、或曰嬰即古嬰字、謂孟也、徐州云、穆天子傳曰黃金之嬰之屬也」。
- (3) 西山經「又西北四百二十里曰峯山、……黃帝乃取峯山之玉榮」、注「謂玉華也、離騷曰、懷琬琰之華英、又曰、登昆侖兮食玉英、汲冢書所謂苕華之玉」。
- (4) 西山經「又西北四百二十里曰鍾山……」、注「穆天子傳云、鍾山作春字、音同耳、穆王北升此山以望四野曰、鍾山是惟

天下之高山也、百獸之所聚、飛鳥之棲也、爰有赤豹白虎白鳥青鸞、執犬羊、食豕鹿、穆王五日觀於鍾山、乃爲銘迹於縣圃之上、以詔後世。」

(5) 西山經「又西三百二十里曰槐江之山、……實惟帝之平圃」、注「卽玄圃也、穆天子傳曰、乃爲銘迹於玄圃之上、謂刊石紀功德如秦皇漢武之爲者也」。

(6) 西山經「西南四百里曰昆侖之丘、是實惟帝之下都」、注「天帝都邑之在下者也、穆天子傳云、吉日辛酉、天子升於昆侖之丘、以觀黃帝之宮、而封豐隆之葬、以詔後世、言增封於昆侖山之上」。「赤水出焉、而東南流注于汜天之水」、注「汜天亦山名、赤水所窮也、穆天子傳曰、遂宿於昆侖之側、赤水之陽、陽、水北也、汜、浮劍反」。「洋水出焉、而西南流注于醜塗之水」、注「醜塗亦山名也、皆在南極、穆天子傳曰、戊辰、濟洋水、又曰、觴天子洋水也」。「黑水出焉、而西流于大杓」、注「山名也、穆天子傳曰、乃封長肱于黑水之西河、是惟昆侖鴻鷺之上、以爲周室主、杓音于」。

(7) 西山經「又西三百五十里曰玉山、是西王母所居也」、注「此山多玉石、因以名云、穆天子傳謂之群玉之山、見其山河無險、四徹中繩、先王之所謂策府、寡草木、無鳥獸、穆王於是攻其玉石、取玉石版三乘玉器服物、載玉萬隻以歸、雙玉爲穀、半穀爲隻」。「西王母其狀如人、豹尾虎齒而善嘯、蓬髮戴勝、是司天之厲及五殘」、注「主知災厲五刑殘殺之氣也、穆天子傳曰、吉日甲子、天子實于西王母、執玄珪白璧、以見西王母、獻錦組百縷金玉百斤、西王母再拜受之、乙丑、天子觴西王母于瑤池之上、西王母爲天子謠曰、白雲在天、山陵自出、道里悠遠、山川閒之、將子無死、尙復能來、天子答之曰、予還東土、和理諸夏、萬民均平、吾願見汝、比及三年、將復而野、西王母又爲天子吟曰、徂彼西土、爰居其所、虎豹爲群、烏鵲與處、嘉命不遷、我惟帝女、彼何世民、又將去子、吹笙鼓簧、中心翱翔、世民之子、惟天之望、天子遂驅升于奄山、乃紀迹于奄山之石、而樹之槐眉、曰西王母之山、奄山卽崦嵫山也、案竹書、穆王五十七年、西王母來見、賓于昭宮、舜時、西王母遣使獻玉環、見禮三朝」。

- (8) 西山經「又西二百二十里曰三危之山、三青鳥居之」、注「三青鳥主爲西王母取食者、別自棲息于此山也、竹書曰、穆王西征、至于青鳥所解也」。
- (9) 北山經「又東南三百二十里曰孟門之山」、注「尸子曰、龍門未辟、呂梁未鑿、河出於孟門之上、大溢逆流、無有丘陵高阜滅之、名曰洪水、穆天子傳曰、北升孟門九河之墮」。
- (10) 海外東經「青丘國在其北、其狐四足九尾、一曰在朝陽北」、注「汲郡竹書曰、柏杼子征於東海及王壽、得一狐九尾、卽此類也」。
- (11) 海外東經「黑齒國在其北、……下有湯谷、湯谷上有扶桑、十日所浴、在黑齒北、居水中、有大木、九日居下枝、一日居上枝」、注「莊周(齊物論)云、昔者十日並出、草木焦枯、淮南子(本經訓)亦云、堯乃令羿射十日、中其九日、日中鳥盡死、離騷(當作天問)所謂羿焉彈日烏焉落羽者也、歸藏鄭母經云、昔者羿善射、畢十日、果畢之、汲郡竹書曰、胤甲卽位、居西河、有妖孽、十日並出、明此自然之異有自來矣」。
- (12) 海內南經「蒼梧之山、帝舜葬于陽、帝丹朱葬于陰」、注「今丹陽復有丹朱冢也、竹書亦曰、后稷放帝朱于丹水、與此義符、丹朱稱帝者、猶漢山陽公死加獻帝之諡也」。
- (13) 海內南經「旄馬、其狀如馬、四節有毛」、注「穆天子傳所謂豪馬者、亦有旄牛」。
- (14) 海內西經「海內昆侖之虛在西北、……上有木禾、長五尋、大五圍」、注「木禾、穀類也、生黑水之阿、可食、見穆天子傳」。
- (15) 海內西經「開明南有……誦鳥鵲視肉」、注「(鵲)、鷓也、穆天子傳曰、爰有白鵲青鷓、音竹荀之荀」。
- (16) 海內北經「從極之淵、深三百仞、維冰夷恒都焉」、注「冰夷、馮夷也、淮南(齊俗訓)云、馮夷得道、以潛大川、卽河伯也、穆天子傳所謂河伯無夷者、竹書作馮夷、字或作冰也」。

- (17) 大荒東經「有困民國、勾姓而食、有人曰王亥、兩手操鳥、方食其頭、王亥託于有易河伯僕牛」、注「河伯僕牛、皆人姓名、託、寄也、見汲郡竹書。」「有易殺王亥、取僕牛」、注「竹書曰、殷王子亥賓於有易而淫焉、有易之君緜臣殺而放之、是故殷主甲微假師於河伯、以伐有易滅之、遂殺其君緜臣也」。
- (18) 大荒西經「西有王母之山、西王母居崑崙之山、……爰有甘華、甘祖、白柳、視肉、三雕、璇瑰、瑤碧、白木、琅玕、白丹、青丹」、注「璇瑰亦玉名、穆天子傳曰、枝斯瑤瑰、枚回二音」。
- (19) 大荒西經「大荒之中有龍山、日月所入、有三澤水、名曰三淖、昆吾之所食」、注「穆天子傳曰、滔水、濁繇氏之所食、亦此類也」。
- (20) 大荒西經「西海之南、流沙之濱、赤水之後、黑水之前有大山、名曰崑崙之丘、……有人戴勝、虎齒、有豹尾、穴處、名曰西王母」、注「河圖玉版亦曰、西王母居崑崙之山、西山經曰、西王母居玉山、穆天子傳曰、乃紀名迹於崑崙之石、曰西王母之山也、然則西王母雖以崑崙之宮、亦自有離宮別窟遊息之處、不專住一山也、故記事者各舉所見而言之」。
- (21) 大荒西經「此大穆之野、高二千仞」、注「竹書曰、顓頊產伯鯨、是維若陽、居大穆之陽也」。「開焉得始歌九招」、注「竹書曰、夏后開舞九招也」。
- (22) 大荒北經「有始州之國、有丹山」、注「此山純出丹朱也、竹書曰、和甲西征、得一丹山、今所在亦有丹山、丹出土穴中」。
- (23) 大荒北經「有大澤方千里、群鳥所解」、注「穆天子傳曰、北至廣原之野、飛鳥所解其羽、乃於此獵、鳥獸絕群、載羽百車、竹書亦曰、穆王北征、行流沙千里、積羽千里、皆謂此澤也」。
- (24) 海內經「流沙之東、黑水之西、有朝雲之國、司屍之國、黃帝娶雷祖生昌意、昌意降處若水、生韓流」、注「竹書云、昌意降居若水、產帝乾荒、乾荒即韓流也、生帝顓頊」。

『山海經』に注を施した郭璞にとって、新發見の汲冢書、とりわけそのなかでも『穆天子傳』と『竹書紀年』は、『山海經』の記事の信憑性を確認するうえの何よりも心強い證佐であると考えられたのであった。「注山海經序」に彼はつぎのように述べている。

世の中の山海經の讀者は、誰しもそれが荒唐無稽で大ばら吹き、奇々怪々で好き放題な言辭ばかりだと考え、胡散臭く思わない者はいない。ひとつ試みに論じてみよう。

「人の知る所は其の知らざる所に若く莫し」と莊生は言っているが、私は山海經についてなるほどそのとおりだと思う。そもそもからりとほてしなき宇宙、ごたごたと入り雑るあまたの生命、むんむんと呼吸する陰陽の二氣、さまざまの種類に區分される萬物、そこには精妙な氣が混淆して激しくぶつかり合い、遊魂や神靈鬼怪があらゆる形象あるものとして構成され、山川の形を取ったり、木石の姿となったりすることは、とても言葉では言い盡くせないほどなのである。してみると、それらさまざまに違い違ふものをひっくるめて、ばちで叩いて一つの音にしてしまうように、それらさまざまに變化する所以のものを取りまとめて一つの形象のなかに混ぜ合わすならば、世間で異(怪異)とされるものも、なぜそれが異とされるのがわからず、世間で異ではないとされるものも、なぜそれが異ではないとされるのがわからなくなってしまうであろう。何となれば、物それ自體が異であるのではなくして、我(當人)の判斷によって始めて異とされ、異とされるのはあくまで我(當人)の問題なのであって、物が異であるわけではないからである。だから胡人は布を見てそれが麻からできていることに疑いを抱き、越人は毛氈を見てそれが獸毛からできていることに驚くのだ。思うに、見なれたことがらを信じて聞きなれぬことがらを不思議に思うのは、人情一般の通弊である。今、そのことを明らかにする事例を略擧してみるならば、陽火が氷水から生ずるとか、陰鼠が炎山に生まれるとか、世間の論者は誰もそのことを怪しみはしないのに、山海經について語る段になると、みんなそれを怪しむのであって、つまり怪し

むべきことがらを怪しまずに怪しむべからざることからを怪しむのだ。怪しむべきことがらを怪しまないとすれば、それは怪しむものがないのと同然ということになる。怪しむべからざることがらを怪しんだところで、しかし怪しむべきものは始めっから存在しないのである。そもそも（世人が）不可と考えることがらを然りとし、然りとすべからざることがらを不可とする立場に立つならば、かくならざるはない道理なのだ。

莊生の言葉は『莊子』秋水篇、「人の知る所を計るに、其の知らざる所に若かず」。胡人云々は、『淮南子』齊俗訓に「胡人は麇を見るも其の以て布と爲す可きを知らず、越人は毳を見るも其の以て旃と爲す可きを知らず」とあるのをふまえる。陽火云々は、『抱朴子』論仙篇に「火體は宜しく熾ゆべきに而るに蕭丘の寒焰有り」とあるのが参照されよう。また陰鼠云々は、『山海經』の大荒西經に、崑崙丘に關して「其の下に弱水の淵有って之れを環り、其の外に炎火の山有って、物を投ずれば輒ち然ゆ」との記事があり、そこに施されたほかならぬ郭璞の注が参照されなければならない。「今、扶南を去ること東萬里に耆薄國有り。東復た五千里許りに火山國有り。其の山は霖雨と雖も火常に然ゆ。火中に白鼠有って時に山邊に出て食を求む。人之れを捕得し、毛を以て布を作る。今の火澣布是れなり」ところでここでとりわけ注目したく思うのは、郭璞が右の文章を前置きとしたうえでつぎのように語りついでいることである。

汲郡竹書ならびに穆天子傳を案ずるに、穆王は西征して西王母に見え、立派な壁と帛を捧げ持ち、錦の組の類を献上した。穆王は西王母を瑤池のほとりで饗宴し、詩を賦して互いにやりとりし、その表現と内容はたいしたものであった。かくて崑崙の丘に登って軒轅黃帝の宮室に遊び、鍾山の嶺を眺めて帝者の寶をめ、西王母の山に石碑を刻み、玄圃の上には足跡を銘に記した。そこで嘉木や艶なる草花、奇鳥、怪獸、玉石、珍らしい寶玉の器物、黄金の膏や燭のように輝く銀などの寶物を採取し、もどって來るとそれらを中國で栽培し育成した。穆王は八頭の駿馬が牽く馬車に乗り、右は盜驪、左は騂耳を添え馬とし、造父が馭者、犇戎が添え乗りをつとめ、萬里の道程を長驅馳せて四方のはてまであまね

く巡り、名山大川をことごとく登り盡くし渡り盡くした。東は大人の堂に升り、西は西王母の廬で宴し、南は鼉鼉の橋を踏みしだき、北は積羽の曠野の大道を踏みしめ、歡娛のかぎりを盡くしたうえでひき歸したのである。史記(秦本紀、また趙世家)を案ずるに、穆王は盜驪、騶耳、驂騑などの名馬を手に入れると、造父を馭者として西方へ巡狩し、西王母に見え、楽しくて歸るのも忘れるほどであったとあって、竹書紀年と一致するのである。左傳(昭公十二年)には、「穆王は其の心を肆ほしにせんと欲し、天下をして皆な車轍馬迹有らしむ」とあって、竹書紀年の記載するところはつまりそのことなのである。ところが譙周の徒は通識の大儒となすに足るものの、しかしもとこのことに心穩やかならず、古史考に證據を擧げて、でたらめであると明言している。司馬遷の史記大宛傳が、「張騫の大夏に使いせし自よりの後、河源を窮むるも、惡いすんぞ所謂崑崙なる者を覩しや。禹本紀、山海經の所有あつる怪物に至っては、余は敢えて言わざるなり」と述べているのも、悲しいことではないか。もし竹書紀年がゆくりなくも千載の後に世に現れて今日において證明してくれていなかったならば、山海經の言うところはあやうく廢されんとする運命であったのである。<sup>47</sup>

譙周の『古史考』については後ほどあらためて詳しく述べるつもりだが、譙周が『史記』と『左傳』の周の穆王の所傳に不滿を抱いていたということ、つまりそれを信じようとはしなかったということをおうかがわせるものとして、『史記』卷四三趙世家「繆(穆)王使造父御、西巡狩、見西王母、樂之忘歸」の素隱につきの一文がある。「穆天子傳に、穆王は西王母と瑤池のほとりで酒を酌みかわし、歌を唱ったとあって、これが楽しんで歸るを忘るということなのである。ところが譙周は、このことを信ぜずこう言っている。余がかつて聞いたところでは、代(山西)の風俗では東と西の日月が出入りする場所について、その神を崇めて王父、王母とよぶのであるとのこと。あるいは地名であって西域にあるのだとの説もある。どうしてそれに見えるなんてことがあるだろうか<sup>48</sup>」。譙周の『古史考』には、『史記』趙世家の記事に對するこのよ<sup>48</sup>うな疑念が表明されていたのであった。しかるに郭璞は、『史記』素隱の撰者である唐の司馬貞に先立って、新發見の汲冢

書が『史記』の記事の正しきことを裏書きする何よりの證據だと言っているのである。そしてまたその一方では、『山海經』の記事が信用できぬとする『史記』大宛傳論贊に對して、やはり汲冢書をもって異議申立てを行なっているのである。「注山海經序」はさらにつぎのごとく書きつがれている。

東方朔が畢方の鳥の名に通曉していたとか、劉子政(向)が罪を犯して械をはめられている屍を辨別したとか、王頌が兩面人のことについてたずねたとか、海邊の民が長臂人の衣を獲得したとか、まぎれもない證據がゆくりなくもあらわれ、時代をへだてて遙かにあい符合したのである。ああ、多くの惑える者たちもすこしは心に悟ることができようか。かくして聖人皇帝は變化の根源をたずね極め、物の形を象って怪物に對處し、奥深い道理をのこらず見通し、幽昧なるものありようをつぶさに明らめ盡くしたのであって、神靈もどうして逃げ隠れできようか、どうして逃げ隠れできようか。<sup>④</sup>

東方朔のことは、劉秀(歆)の「上山海經表」につぎのごとくあるのをふまえる。漢の武帝の時、異鳥を献上したものがあつた。あれやこれやと食べさせるが、食べようとはしない。東方朔がそれを見て、鳥の名を言い、また何を食べさせればよいかを言った。なるほど彼の言ったとおりであつた。どうしてわかつたのかとたずねると、『山海經』に出ずるところと答えた。そこには異鳥の名が畢方であるとは見えないが、『山海經』西山經の章莪山の條に、「鳥有り、其の狀は鶴の如く、一足、赤文青質にして白喙、名づけて畢方と曰う。其の鳴くや自ら(の名を)叫ぶなり。見るれば則ち其の邑に譌火有り」とあり、また『淮南子』汜論訓「木生畢方」の高誘注に、「畢方は木の精なり。狀は鳥の如く、青色、赤脚、一足、五穀を食らわず」とある。劉秀の「上山海經表」はさらにつづいて言う。漢の宣帝の時、上郡で磐石を打ちくだいていたところ、落ちこんで石室が見つかり、そのなかに反縛盜械の人間がいた。時に劉秀の父の劉向は諫議大夫であつたが、これは貳負の臣であると言つた。宣帝がそのわけをたずねると、やはり『山海經』をもって答えた。その文に、「貳負は夔夔を

殺し、帝は乃ち之れを疏屬の山に梏し、其の右足に桎し、兩手を反縛す」とあったので、帝は大いに驚いた。このことがあって以後、『山海經』をめぐる朝臣が多くなり、文學大儒もそれを讀み學ぶようになった。『山海經』海内西經に「貳負の臣を危と曰う。危は貳負と與ともに夔夔を殺し」云々と見える一文であるが、海内經にも、「北海の内、反縛盜械、戈を帶びて常に倍そむくの佐有り、名づけて相顧の尸と曰う」との記事がある。反縛盜械とは、後手に縛り上げて桎梏を加えること⑧。兩面人のことは、大荒西經「大荒の中に山有つて名づけて大荒の山と曰う。日月の入る所。人有つて三面……」の郭璞注。すなわち、玄菟太守の王頎は沃沮國に至つて故老にいろいろとたずねたところ、つぎの一話を得た。「一隻の難破船が波に流されて海岸に現れた。船上に一人の男がおり、項うなじの中央にまた顔がある。語りあつたが通ぜず、まったく何も食はずに死んでしまった⑨」。長臂人のことは、海外南經「長臂國は其の(周饒國)東に在り。魚を水中に捕え、兩手に各おのひと魚を操る……」の郭璞注に、やはり王頎の話として見える。曹魏の黃初中のこと、玄菟太守の王頎は高句麗王の宮を討ち、追いつめて沃沮國を通過した。その東界は大海に臨み、日の出ずるところに近い。土地の故老に、「海東にさらに人間がいるか」とたずねたところ、「かつて海のなかで一枚の布の拾がりました。中くらしい丈ですのに、兩袖は長さ三丈もありました」との答え。つまりこれが長臂人の衣である、と郭璞は言っている。「かくして聖人皇帝は……」と假に譯したところは、恐らく『左傳』宣公三年のつぎの記事に基づこう。「昔、夏なつの方に徳有るや(杜注。禹の世なり)、遠方は物を圖す(山川奇異の物を圖畫して之れを獻ずるなり)。金を九牧に貢せしめ(九州の牧をして金を貢せしむるなり)、鼎を鑄て物を象り(圖する所の物を象り、之れを鼎に著すなり)、百物にして之れが備えを爲し、民をして神姦を知らしむ(鬼神百物の形を圖し、民をして逆じめ之れに備えしむるなり)。また「神靈もどうして逃げ隠れできようか—神焉いすくんぞ度かくさんや—」は、もとより『論語』爲政篇「人焉いすくんぞ度かくさんや」をもじつた表現である。

「注山海經序」の冒頭部に、郭璞は『莊子』秋水篇から「人の知る所は其の知らざる所に若く莫し」という言葉を引き、

そのうえで議論を進めているのだが、かく人間が知ることのできる対象世界はごく限られた領域にとどまり、既知の世界の背後には未知の世界が大きくひろがっているのだという感覚、そしてそのような感覚に基づくところの思想、すなわち未知の世界の存在を否定するのは人間の愚かしい臆断にしか過ぎぬという思想は、魏晉ないしは六朝時代の人々が共有するところのものであった。當時の人々の心をひろく覆っていた宗教的感情も、かかる感覚あるいは思想に根ざしていたのである。そのことは、つぎの二文を示すだけで充分に了解せられるであろう。すなわち『抱朴子』論仙篇。「知識淺薄な人々は、俗世間の常識にとらわれている。みな『世間で仙人を見たことがない』といえは、すぐと『天下に仙人は絶無だ』と断定してかかる。そもそも目で見たことというのは、大體が言うに足りない。天地の間には無限の廣さがある。その中の不思議な現象はにわかに限定できるものでない。たとえばわれわれは死ぬまで天を頭上に戴いているが、天の上に何があるかは知らない。生涯大地をふみしめているが、その下がどうなっているかを知らない。體はもともと自分の持ち物だが、自分の心の動きがなぜそうなるのか判らない。壽命は自分の身についたものだが、どこまで長く生きられるかは判らない。まして神仙の理法は深遠で、そのための道徳は幽玄。淺薄な見聞を頼りに、この微妙なものの有無を断定されては、泣きたくもなろう<sup>53)</sup>。また『顏氏家訓』歸心篇。「そもそも凡人が信賴しているのは、目と耳とだけである。目と耳とで確かめる以外のものは、總て疑わしいとされてしまう。……〔人々は〕何故に、こんな凡人の臆説は信じても、大聖人の尊い御教旨には疑いをさしはさみ、『世界と名づけられるものは恒沙（ガンジス川の沙）の數ほど、微塵の數ほどもある』という御教説を〔けち臭い〕臆測だけで否定しようとするのか<sup>54)</sup>」。

### 三 干寶、徐廣、裴駟

葛洪の『抱朴子』の佚文一條（『太平御覽』卷七九皇王部）にも、「黃帝既に仙去するや、其の臣に左徹なる者有り、木を削つ

て黃帝の像を爲り、諸侯を帥いて之れに朝奉す」との『汲郡家中竹書』からの引用がある。また『史通』申左篇は、干寶が『晉紀』を執筆するにあたって、『竹書紀年』を師範としたことはその敍例に詳らかであると述べている。『晉紀』の敍例はすでに失われ、そのことを確認するすべしはもはやないけれども、干寶は『搜神記』の數條の材を『竹書紀年』に取っているようである。とりわけ卷六（二十卷本）のつぎの五條。

- (1) 「周宣王三十三年、幽王生、是歲有馬化爲狐」。
- (2) 「晉獻公二年、周惠王居於鄭、鄭人入玉府、多取玉、玉化爲蜮射人」。
- (3) 「周隱王二年四月、齊地暴長、長丈餘、高一尺五寸」。
- (4) 「周哀王八年、鄭有一婦人、生四十子、其二十人爲人、二十人死」。
- (5) 「周烈王六年、林碧陽君之御人產二龍」。

また『瑣語』に取材する一條が卷八にある。

- (6) 「宋大夫邢史子臣明於天道、周敬王之三十七年、景公問曰、天道其何祥、對曰、後五十年、五月丁亥、臣將死、死後五年、五月丁卯、吳將亡、亡後五年、君將終、終後四百年、邾王天下、俄而皆如其言」。

葛洪と干寶はともかくとして、臣瓚や郭璞にも敗けず劣らず汲冢書を用いることに熱心なのは、劉宋の裴駟の『史記』集解であるとしなければならぬ。『史記』集解には、しばしばにわたって『竹書紀年』が引かれているからである。裴駟、字は龍駒（『宋書』卷六四、『南史』卷三三裴松之傳附）。皇子が任ぜられるのを常とした南中郎將、その幕府の外兵曹參軍であったことを除いて傳記の詳細はまったく不明であるが、『三國志』注の撰者である裴松之の子<sup>⑤</sup>、そして『宋略』の撰者である梁の裴子野の祖父であり、河東聞喜の裴氏は史學を家學としたのであった。現存する『史記』の注釋のなかで最古のものである『史記』集解、それは先輩の徐廣の『史記』音義を忠實に襲ったうえで、さらにあらたに増廣敷演しているのであ

て、『竹書紀年』に關しても、すでに先立って徐廣が引用している場合にはその旨が明記されている。徐廣による『竹書紀年』の引用も少なからず、つまり徐廣も『竹書紀年』に執心した一人なのであった。徐廣、字は野民（『晉書』卷八二、『宋書』卷五五、『南史』卷三三。三五—四二五）。東莞姑幕の人。經學者徐邈の弟である。『史記』集解の序において、裴駟が「故の中散大夫の東莞の徐廣は衆本を研核して音義を爲作し、具さに異同を列ね、兼ねて訓解を述ぶ」と語っているように、彼の「音義」は諸本の異同ならびに音釋、語釋を主體とするところの書物であった。ともかく徐廣と裴駟が『竹書紀年』を用いること、下記の資料Ⅲのごとくであり、ごくわずかの場合を例外として、『史記』の記事を補強せんとするよりも、むしろ『史記』の誤りをただし、あるいは『史記』の闕を補おうとするのである。

資料Ⅲ 裴駟『史記』集解所引の『竹書紀年』

(1) 卷二夏本紀「湯遂率兵以伐夏桀、桀走鳴條、遂放而死」、集解「徐廣曰、從禹至桀十七君、十四世、駟案汲冢紀年曰、有王與無王、用歲四百七十一年矣」。

(2) 卷三殷本紀「周武王……封紂子武庚祿父、以續殷祀」、集解「譙周曰、殷凡三十一世六百餘年、汲冢紀年曰、湯滅夏以至于受二十九王、用歲四百九十六年也」。

(3) 卷四周本紀「申侯怒、與繒西夷犬戎攻幽王、幽王舉烽火徵兵、兵莫至、遂殺幽王驪山下、虜褒姒、盡取周賂而去」、集解「汲冢紀年曰、自武王滅殷以至幽王、凡二百五十七年也」。

(4) 卷五秦本紀「造父以善御幸於周繆王、得驥溫驪驂聊騶耳之駟」、集解「郭璞曰、紀年云、北唐之君來見以一驪馬、是生騶耳、八駿皆因其毛色以爲名號、駟案穆天子傳、穆王有八駿之乘、此紀不具者也」。「西巡狩、樂而忘歸」、集解「郭璞曰、紀年云、穆王十七年西征、於崑崙丘見西王母」。

- (5) 同「昭襄王」十八年、(司馬)錯攻垣河雍、決橋取之、集解「徐廣曰、汲冢紀年云、魏哀王二十四年、改宜陽曰河雍、改向曰高平、向在軹之西」。又卷四三趙世家「(惠文王)十六年、秦復與趙數擊齊、齊人患之、蘇厲爲齊遺趙王書曰、……秦廢帝請服、反高平根柔於魏」、集解「徐廣曰、紀年云、魏哀王四年、改(宜)陽曰河雍、向曰高平、根柔、一作棧柔、一作平柔」。
- (6) 卷七項羽本紀「章邯使人見項羽欲約、項羽召軍吏謀曰、糧少、欲聽其約、軍吏皆曰、善、項羽乃與期洹水南殷虛上、集解「徐廣曰、二世三年七月也、駟案應劭曰、洹水在湯陰界、殷墟、故殷都也、瓚曰、洹水在今安陽縣北、去朝歌殷都一百五十里、然則此殷虛非朝歌也、汲冢古文曰、盤庚遷于此、汲冢曰、殷虛、南去鄴三十里(案隱作汲冢古文云、盤庚自奄遷于北蒙、曰殷虛、南去鄴州三十里。當從之)、是舊殷虛、然則朝歌非盤庚所遷者」。
- (7) 卷一五六國年表周顯王九年「致胙于秦」、集解「徐廣曰、紀年、東周惠公傑薨」。
- (8) 同魏惠王十五年(周顯王十三年)「魯衛宋鄭侯來」、集解「徐廣曰、紀年一曰、魯共侯來朝、邯鄲成侯會燕成侯平安邑」。
- (9) 同秦孝公二十年(周顯王二十七年)「諸侯畢賀、會諸侯于澤、朝天子」、集解「徐廣曰、紀年、作逢澤」。
- (10) 同趙武靈王十二年(周赧王元年)集解「徐廣曰、紀年云、立燕公子職」。
- (11) 卷三四燕召公世家「燕君噲死、齊大勝燕、子之亡」、集解「徐廣曰、年表(六國年表)云、君噲及太子相子之皆死、駟案汲冢紀年曰、齊人禽子之、而醢其身也」。
- (12) 卷四三趙世家「獻侯少卽位、治中牟」、集解「地理志曰、河南中牟縣、趙獻侯自耿徙此、瓚曰、中牟、在春秋之時是鄭之疆內也、及三卿分晉、則在魏之邦土也、趙界自漳水以北、不及此、春秋傳(左傳定公九年)曰、衛侯如晉過中牟、按中牟非衛適晉之次也、汲冢古文曰、齊師伐趙東鄙、圍中牟、此中牟不在趙之東也、按中牟當漯水之北」。
- (13) 同「齊破燕、燕相子之爲君、君反爲臣、(武靈王)十一年、王召公子職於韓、立以爲燕王」、集解「徐廣曰、紀年亦云爾」。

(14) 卷四四魏世家「惠王元年、初武侯卒也、子罃(惠王)與公中緩爭爲太子、公孫頌自宋入趙、自趙入韓、謂韓懿侯曰、魏罃與公中緩爭爲太子、君亦聞之乎、今魏罃得王錯、挾上黨、固半國也、因而除之、破魏必矣、不可失也」、集解「徐廣曰、汲冢紀年、惠王二年、魏大夫王錯出奔韓也」。

(15) 同「(惠王)三十一年、秦趙齊共伐我、秦將商君詐我將軍公子卬、而襲奪其軍破之、秦用商君、東地至河、而齊趙數破我、安邑近秦、於是徒治大梁」、集解「徐廣曰、今浚儀、駟案汲冢紀年曰、梁惠成王九年四月甲寅徙都大梁也」。

(16) 卷四五韓世家「(襄王)十二年、太子嬰死、公子咎公子蟣爭爲太子、時蟣質於楚、蘇代謂韓咎曰、蟣亡在楚、楚王欲內之甚、今楚兵十餘萬在方城之外、公何不令楚王築萬室之都雍氏之旁、韓必起兵以救之、公必將矣、公因以韓楚之兵奉蟣而內之、其聽公必矣、必以楚韓封公也(戰國策韓策、聽作德、封作奉、義長)。韓咎從其計、楚圍雍氏」、集解「徐廣曰、秦本紀惠王後元十三年、周赧王三年、楚懷王十七年、齊湣王十二年、皆云楚圍雍氏、紀年於此亦說楚景翠圍雍氏、韓宣王卒、秦助韓共敗楚屈丐、又云、齊宋圍糞棗、皆與史記年表及田完世家符同、然則此卷所云襄王十二年韓咎從其計以上、是楚後圍雍氏赧王之十五年事也、又說楚圍雍氏以下、是楚前圍雍氏赧王之三年事」。

(17) 卷六九蘇秦列傳「決宿胥之口、魏無虛頓丘」、集解「徐廣曰、紀年云、魏救山寨集胥口」。

(18) 卷一一七司馬相如列傳「垂綏琬琰、和氏出焉」、集解「徐廣曰、垂綏、一作朝采、駟案郭璞曰、汲冢竹書曰、桀伐岷山、得女二人、曰琬、曰琰、桀愛二女、斲其名于苾華之玉、苾是琬、華是琰也」。

右の資料Ⅲのうち、(1)、(2)、(3)は『史記』にはかいていない夏、殷および西周の受命年數を『竹書紀年』によって補わんとするもの。なお(1)と(2)に關しては、第二章一の束皙についての記事を参照。(4)はすでに見たごとく郭璞の『穆天子傳』注(資料Ⅰ—(2)、(3))を援用するものではあるが、『史記』が周の穆王の八駿のうちの四駿の名だけしか記していない不備を

指摘するとともに、穆王が西征して西王母に見えたことを補わんとするのである。(5)は『竹書紀年』によって河雍と高平の舊地名を示す。ちなみに魏の哀王二十四年はなく、趙世家集解の方がただしいのであろう。(6)は臣瓚説を襲用しつつ、項羽本紀の殷墟を朝歌ではなしに北蒙の舊殷墟に比定したものの。(7)、(8)、(9)、(10)はいずれも六國紀年の不備を補うもの。周の考王の弟が河南に封ぜられて西周桓公となり、その後、桓公―威公―惠公と伝えられ、西周惠公が少子を鞏に封じたのが(7)の東周惠公傑である(周本紀)。なお(9)に關して言えば、卷五秦本紀はやはり「逢澤」に作っており、六國年表がただ「澤」とするのは單なる誤脱か。(11)では、燕の宰相子之のむごたらしい最期的情景が『竹書紀年』によってリアルにされる。(12)は『漢書』地理志注に引かれていないものの、これもやはり『漢書』音義の臣瓚説であろう。臣瓚は趙の獻侯が都した中牟が『漢書』地理志の河南郡中牟縣とは別の土地であることの一つの證明を『竹書紀年』にもとめ、裴駟はその説を襲用するのである。(13)は例外的に『史記』の記事を補強するための傍證として『竹書紀年』が用いられている場合。(10)とあい關連する。(14)の王錯は、引用の『史記』魏世家の箇所にとった一度だけその名が見える人物。彼が政争に敗れて韓に出奔したらしきことを『竹書紀年』によって暗示したのであろう。(15)は魏の大梁遷都の年の異説を示す。梁の惠成王はすなわち魏の惠王。

(16)に關してはいささかの説明を必要としよう。韓の襄王十二年は西曆紀元前三〇〇年。念のために言えば、公子咎と韓咎とは別人である。「方城之外」について、索隱は「方城は楚の北境、之外とは北境の北なり」と釋する。雍氏について、徐廣は「陽翟に在り」と注し、瀧川龜太郎氏によれば今日の河南省扶溝縣の西南。『史記』韓世家の本文には、引用の最後の「楚圍雍氏」につづいて「韓求救於秦」とあるのだが、徐廣が指摘するように、卷五秦本紀の惠文王後元十三年、すなわち周の赧王三年、楚の懷王十七年、齊の湣王十二年にあたる紀年前三二二年の條に「楚は雍氏を圍む」との記事があり、また卷四六田敬仲完世家の湣王十二年條にも同様の記事がある。ちなみに、卷四周本紀にも赧王時代のこととして「楚は

雍氏を圍む」とあるけれども、何年のことかは記さず、卷四〇楚世家には見あう記事がない。それはさておき、徐廣はさらに『竹書紀年』から、この事件に係る記事として、「楚の景翠は雍氏を圍む。韓の宣王卒す。秦は韓を助けて共に楚の屈丐を敗る」、「齊、宋は賁棗を圍む」の二文を取り上げ、それらは『史記』の六國年表および田敬仲完世家の記事と一致すると言っているのである。たしかに六國年表の周の赧王三年（紀元前三二二年）條、すなわち韓では宣惠王の最後の年である二十一年の欄に「秦は我（韓）を助けて楚を攻め、景座を圍む」と記されており、楚では懷王の十七年の欄に「秦は我が將の屈丐を敗る」と記されている。また田敬仲完世家にも、齊の湣王十二年の「楚は雍氏を圍む」の記事につづいて「秦は屈丐を敗る」とあり、さらに蘇代が傳聞したところとして、魏の賁棗（集解。濟陰宛胸）が齊の攻撃によって今にも抜かれそうだと魏王が語ったということが記されている。つまり徐廣の考えるところでは、『史記』韓世家が韓の襄王十二年、すなわち紀元前三〇〇年のこととして「楚は雍氏を圍む」と記するのは誤りであり、紀元前三二二年のこととしなければならず、記事が順序顛倒しているというのであって、その有力な傍證の材料として『竹書紀年』が用いられているのである。

(17)は『史記』の宿胥口と『竹書紀年』の集胥口とが同一の地であろうとの指摘。(18)は司馬相如の「子虛賦」の注。「前漢書敘例」の『漢書』注家のリスト中に郭璞の名があり、「止だ相如傳序及び游獵の詩賦に注するのみ」と注記されている。裴駟が引用する郭璞説は、『漢書』顏師古注には採用されていないけれども、そもそもは『漢書』司馬相如傳の注であったのであろうと思われる。

### 第三章 擬古と補亡——譙周、皇甫謐——

東哲が新發見の汲冢書に基づいて古史の點檢を行ない、その再構成を試みたことの一端はすでに先述したところである

が、彼に關してはまだいくらか論ずべきことがらがある。一つは楚の世系中の重黎に關する問題。すなわち『史記』卷四〇楚世家は、楚の先祖の世系を黃帝—□—昌意—顓頊高陽—稱—卷章—重黎と記し、その後につきの記事を設けている。

「重黎は帝嚳高辛の爲に火正に居り、甚だ功有つて能く天下を光融す。帝嚳は命じて祝融と曰う。共工氏の亂を作すや、帝嚳は重黎をして之れを誅せしむるも盡かたずけられず。帝は乃ち庚寅の日を以て重黎を誅し、而して其の弟の吳回を以て重黎の後と爲し、復た火正に居らしめて祝融と爲す」。ところで『尚書』堯典「乃命羲和、欽若昊天、曆象日月星辰、敬授人時」の正義は、右の楚世家の記事を引いたうえ、『左傳』昭公二十九年に「少皞（昊）氏に四叔有り（正義。四叔は是れ少皞氏の子孫、一時には非ざるなり）、重と曰い、該と曰い、脩と曰い、熙と曰う。……顓頊氏に子有つて犁（黎）と曰い、祝融と爲す」とあるのに基づいてつぎのように立論している。「つまり重と黎は二人であつて、それぞれ一人の帝から出るのである。ところが史記は一緒くたにして重黎をば楚國の祖先としてゐる。また吳回を重黎にしたとあつて、重黎をば官名と考へているが、これは史記の誤りである」。そしてさらにそれにつづいて、「かくて束皙が、司馬遷は二人の人間を混同して一つにしたと非難しているのは、このことなのである」と述べている。

また一つは陳の世系に關する問題。すなわち、『春秋』桓公十二年經文に「八月壬辰、陳侯躍卒」の記事がある。陳侯躍とは、杜注が言うように陳の厲公のこと。さて『左傳』莊公二十二年に、「陳の厲公は蔡の出なり。故に蔡人は五父を殺して之れを立つ」とあり、その杜注には「五父は陳佗なり。陳佗を殺すことは桓六年に在り」とあつて、五父と陳佗とが同一人であることは疑がない。しかるに『史記』卷三六陳杞世家では、五父と陳佗が二人とされているのである。「三十八年正月甲戌の己丑、陳の桓公鮑卒す。桓公の弟の佗、其の母は蔡の女なり。故に蔡人は佗の爲に五父及び桓公の太子免を殺して佗を立つ。是れを厲公と爲す」。そしてそのうえ、『史記』にはつぎの記事がつけ加えられている。「七年、厲公が殺せし所の桓公の太子免の三弟、長を躍と曰い、中を林と曰い、少を杵臼と曰う、共に蔡人をして厲公を誘まどわしむるに好き

女を以てし、蔡人と共に厲公を殺して躍を立つ。是れを利公と爲す。これが誤りであることを、『春秋』經文桓公十二年の正義はやはり束皙の説をも引きつつぎのごとく指摘する。「陳世家は）佗を厲公であるとしたうえ、でたらめにも躍を利公とよんでいるが、世本にはそもそも利公など存在しない。すべて司馬遷の妄説である。束皙が、司馬遷は一人の人間を分けて二人とし、無を以て有となしていると言っているのは、このことなのである」。

ところで、以上の二事について見られる束皙の『史記』批判は『竹書紀年』に基づいてのものではない。しかもすでに束皙に先立って、司馬遷の誤りを指摘した人物がいた。蜀の譙周である。『史記』陳杞世家の集解に譙周の説を引いて言う。「譙周曰わく、春秋傳には佗はすなわち五父とあって、世家は傳とくい違っている」。譙周、字は允南（『三國志』蜀書二二・二〇一―二七〇）。巴西西充國の人。陳壽の師である。譙周は『古史考』の著者として知られ、右の集解も間違はなく『古史考』からの引用であろうと判断されるが、『古史考』はそもそも『史記』の誤謬をたださんことを主眼とした書物なのであった。「初め譙周は、司馬遷の史記が周秦以前のことを書くにあたって、あるいは俗語や百家の言を採用し、正經のみを専らの據りどころとしていないと考え、譙周はそこで古史考二十五篇を著わした。すべて舊典に基づいて司馬遷の誤謬をただしたのである」(『晉書』卷八二司馬彪傳)。そして『史通』の古今正史篇は『晉書』のこの文章を引いたうえ、「(古史考は)今日では史記とならんで世に行なわれている」と述べている。また摸擬篇では、いささかの揶揄の氣分をこめてこう述べている。「譙周は古史考を撰述し、司馬遷の史記を退けて孔子の經典を手本としようと考えた。李斯が棄市の刑に處されたことを書すにあたって、秦、其の大夫の李斯を殺す、と言っているのは、そもそも諸侯の大夫に見たてて天子の丞相をそうよんでいるのであり、これによって春秋になぞらえようとしているのだが、いわゆる見かけは同じでも心は異なるというものである」。ともかく、『史通』によれば、『古史考』は「史記と並び代に行なわれ」たのであり、『隋書』經籍志も、史部正史類に『史記』につづいて「古史考二十五卷。晉の義陽亭侯譙周撰」と著録しているけれども、『古史考』は本来

『史記』のごとき敘述の書というよりも、書名からも察せられるように、むしろ考史の書であったようである。章宗源の輯本に依據しつつ、『古史考』の『史記』批判のあらましをうかがってみよう。

卷三四燕召公世家「莊公」十六年、宋、衛と共に周の惠王を伐つ。惠王、温に出奔す。惠王の弟の積を立てて周王と爲す、集解「譙周曰わく、春秋傳を案ずるに、子積とともに周の惠王を放逐した燕は姑姓の南燕である。世家が北燕のこととしているのは失考である」<sup>66</sup>。燕召公世家の燕は周と同姓の姫姓であって、開國の召公は北燕に封ぜられ、黃帝の後の姑姓の南燕とは別なのである。春秋傳は『左傳』。その莊公十九年に、「秋、五大夫は子頹を奉じて以て王（惠王）を伐つも克たず。温に出奔す（杜注。温は蘇氏の邑）。蘇子は子頹を奉じて以て衛に奔る。衛師、燕師は周を伐つ（杜注。燕は南燕）。冬、子頹を立て」とあり、つづいて二十年に、「春、鄭伯は王室を和らげんとするも克くせず。燕仲父を執う（杜注。燕仲父は南燕伯。周を伐つが爲の故なり）」とあるのをいう。これもまた陳杞世家の集解に引用の『古史考』と同様に、『史記』の史實の誤りをただそうとするものであるが、『古史考』には『史記』撰述の基本的な態度に關わるつぎのような議論も見出される。

卷四〇楚世家「陸終は子六人を生み、坼剖して産まる」、集解「干寶曰わく、先輩の學者たちの多くはこの事實に疑いをもっている。譙允南は通才達學、ものごとの法則道理をすっかり把握した人物であった。彼は古史考を著わして、これは作者のでたらめの記事であるから廢して論じないこととする、と云っている」<sup>67</sup>。

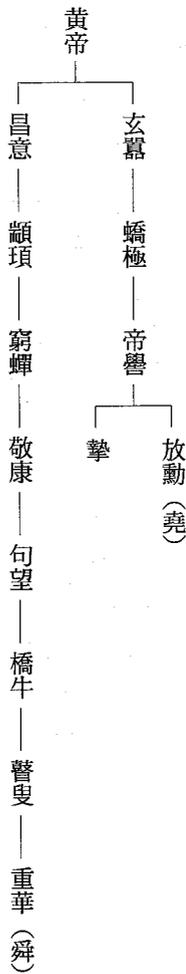
卷四三趙世家「繆（穆）王は造父をして御せしめ、西のかた巡狩して西王母に見え、之れを楽しんで歸るを忘る」、その索隱にこのことを否定する譙周の説が引かれていることはすでに先述したとおりだが、それにつづく一文、すなわち「而して徐の偃王反す。繆王は日に千里の馬を馳せて徐の偃王を攻め、大いに之れを破る」、その索隱にもつぎのようである。「譙周曰わく、徐の偃王は楚の文王と同時代であって、周の穆王とは遠くかけ離れている。しかも王者が出かける際には侍衛がいるもの、反亂の噂を聞きつけてたった一人で長驅し、一日に千里を行くなんてことがあるか」<sup>67</sup>。

卷四六田敬仲完世家「田常は乃ち齊の國中の女子の長七尺以上なるものを選んで後宮と爲す。後宮は百を以て數う。而して賓客舍人の後宮に出入する者をして禁ぜざらしむ。田常の卒するに及んで七十餘男有り」、索隱「譙允南は春秋を案じてこう考えた。陳恒(田常)なる人物は、たいした野心家で君主(簡公)殺しの汚名を負いはしたけれども、行状はきちんと整っていたからこそわが身を保つことができたのであり、いやしくも禽獸のようなことをやったはずがない。そもそも事業を成就するには徳こそが大切なのであって、淫行によって生まれた息子が七十人いたところでただ亂を長ぜしめるだけのことである。そんなことがあるはずがない」。

卷六七仲尼弟子列傳「公伯縵、字は子周」、索隱「譙周曰わく、思うに公伯縵は讒言を行なった人物であって、孔子は責めることなく、其れ命を如何せんと言った。弟子の仲間ではない。今その人物をも七十二賢の數のなかに連ねているのは、けだし太史公の誤りである」。公伯縵は公伯寮として『論語』憲問篇に登場する人物。彼は主人の季孫氏に子路のことを讒言した。心配した子服景伯が公伯寮を處罰しましょうかと孔子に注進に及んだところ、孔子は言った。「道の將まさに行なわれんとするや、命なり。道の將まさに廢すたれんとするや、命なり。公伯寮其れ命を如何せん」。かかるまぎれもなき小人の公伯縵を、孔子の弟子の一人として仲尼弟子列傳に取り上げた司馬遷の非を譙周は鳴らすのである。

かくして、譙周の『史記』批判の矛先はその論贊にまで向けられるのだ。すなわち卷四四魏世家の論贊、「說者皆な曰わく、魏は信陵君を用いざるを以て、故に國は削弱して亡ぶに至ると。余は以て然らずと爲す。天は方まさに秦をして海内を平げしめんとす。其の業は未だ成らざるも、魏は阿衡の佐を得ると雖もなん益あらんや」、その索隱につきのごとくある。「按ずるに、譙周曰わく、予の聞くところでは、いわゆる天が亡ぼすのは、賢人がいながら用いないからである。もし用いたならば、どうして亡びることがあるうか。もし紂が三仁(微子、箕子、比干)を用いていたならば、周は王者とはなれなかつたであろう。ましてや秦は虎狼の國、なおさらのことである」。

かくその一斑をうかがってみるだけでも、『古史考』がいささか謹嚴な史觀を貫きながらも、しかしなかなか多彩な内容の著作であったこと、そして『史記』によって代表される古史の體系、それに對する批判にもつばらの主眼が存したことが察せられよう。そもそも譙周が若くして師事した秦宓、その人の傳記にもつぎのようにある。「初め宓は、帝系の文章に五帝がすべて同じ一族とされているのを見て、そうではない根本の理由を明らかにした。さらに皇、帝、王、霸についての説、養龍の官についての説を論じてとても筋道立っていた。譙允南は若い頃しばしば訪問してあれこれ質問し、その言葉を春秋然否論に記録したが、文章が長いのでここには記載しない」(『三國志』蜀書八)。つまり秦宓は、黄帝、顓頊、帝嚳、堯、舜の五帝のすべてを同一族とする「帝系」、すなわち『大戴禮』帝繫篇の説に異を唱えたのだが、『史記』五帝本紀の論贊に、五帝本紀を敍するにあたって「宰予問」、「五帝徳」ならびに「帝繫姓」を参考にしたと明言されているように、あるいはまた『詩經』大雅生民の正義が、『大戴禮』帝繫篇について、「毛は此の傳及び玄鳥の傳を爲り、司馬遷は五帝本紀を爲るに皆な依用す」と述べているように、『大戴禮』が收める帝繫篇に基づいてつぎの系圖のごとく五帝すべてを同じ一族とすることは、『史記』五帝本紀の體系でもあったのである。



『三國志』が傳える秦宓の學説が譙周にどのように繼承されているのか、『春秋然否論』はほとんどが失われ、また『古

『史考』もごくわずかの佚文しか傳わらぬために明らかにしがたいけれども、『史記』が黃帝をもって敘述を開始するのは異なつて、『古史考』が黃帝に先立つ三皇の記事を備えていたことは確認することができる。というのは、司馬貞が「補三皇本紀」の自注に、「按ずるに三皇についての説はさまざまであるが、譙周は燧人を皇としている」、「按ずるにその君（燧人）は木をすり合わせて火をおこし、人々に熟食を教えた。伏羲氏以前のことであり、譙周は三皇の筆頭としている」と記しているからであつて、譙周は燧人ならびに伏羲、神農を三皇とかぞえていたようである。<sup>④</sup>そしてまた司馬貞は、神農以後、黃帝軒轅氏に至るまでの八代、すなわち帝魁—帝承—帝明—帝直—帝聲—帝哀—帝克—帝榆罔の八代五百三十年のこととは、皇甫謐の『帝王世紀』と譙周の『古史考』に見えると述べている。

ともかくこのように、『史記』に代る古史の體系の再構成は魏晉時代の學術の一つの潮流であつたごとくであり、時あたかも西晉太康年間における汲冢書の發見、とりわけそのなかでも『竹書紀年』の發見は、古史研究にいちだんとはずみをつけるうえでまことにタイムリーな事件であつたと言わなければならぬ。『竹書紀年』には、古史の闕を補い、あるいはその訂正をせまる記事が少なからず見出されたからであつて、そのことは、從來考えられてきた古史の體系に對する懷疑を、すなわち既存の書物によつてのみ古史を考えることに對する警戒の念を増幅させることとなつたであろう。束皙しかり。杜預またしかり。譙周が世を去つたのは汲冢書の發見に先立つ西晉の泰始六年（二七〇）、従つて彼は汲冢書を目にすることはなかつたが、『晉書』司馬彪傳が先に引用した文章のつづきに述べているように、『史記』批判を行なつた譙周の『古史考』をいまだ必ずしも盡善ならずと考へた司馬彪は、あらためて「古史考中のあわせて百二十二事を簡條書きにして不當」として退け、その際、もっぱら「汲冢紀年の義」が根據とされたのであつた。<sup>⑤</sup>譙周の偽古の眼が『竹書紀年』の發見によつてただされたというわけだが、譙周にとってはもつて瞑すべきことであつたとすべきであらうか。『續漢書』の撰者として知られる司馬彪は西晉末の人物。ちなみに、資料Ⅲ—(2)のごときは、あるいは譙周を不當とした司馬彪の所

説の一條を裴駟がそのままひきうつしたものととも思われる。

司馬貞が、神農から黃帝軒轅氏までの八代のことは『古史考』ならびに『帝王世紀』に見えると述べているように、『古史考』につぐ古史研究の述作として推すべきは、皇甫謐『晉書』卷五一・二二五―二八二の『帝王世紀』であるとしなければならぬ。隋志が史部雜史類に著録する「帝王世紀十卷、皇甫謐撰」の注記には、「三皇に起り、漢魏に盡く」とあるけれども、實際は天地の開闢に始まり魏の咸熙二年（二六五）に至るまで、つまり曹魏の最後の年に至るまで、およそ二百七十二代、二百七十六萬七百四十五年を十紀に分かつ壮大な内容のものであった。<sup>76</sup> 皇甫謐が世を去ったのは汲冢書發見直後の太康三年（二八二）であつたにもかかわらず、『史記』三代世表の索隱に、「共和」に關して、『竹書紀年』に基づくのであろうと思われる皇甫謐の異説が紹介されていること、すでに見たとおりである。もっとも皇甫謐は、『帝王世紀』の述作にあつて『竹書紀年』を充分に利用するまでには至らなかつたのだが、興味深いのは、彼が偽古文尙書の作者に擬せられもする場合のあることであつて、たとえば王鳴盛の『尙書後案』は、偽古文尙書は王肅かさもなければ皇甫謐の手に出るものであろうと論じている。皇甫謐が偽古文尙書の作者かと疑わせる記事は『尙書』の正義中にいくつか存するのであり、すでにして堯典篇首の正義につきのごとくあるのはその一つである。「晉書皇甫謐傳に、姑子（父がたの伯母の子）、つまり外弟の梁柳のところで古文尙書を手に入れたとあり、そのためか帝王世紀を著わすと、往々にして孔傳五十八篇の書を載せ<sup>77</sup>ている」。唐修『晉書』皇甫謐傳には右の記事はなく、王隱『晉書』に基づくのであろうか。

偽古文尙書の作者が皇甫謐であるのかどうかの問題はさておき、魏晉を「偽書の競い出でし」時代とよんでいるのは、偽古文尙書が王肅の私造に出ることを主要な論點とするところの清の丁晏の『尙書餘論』である。<sup>78</sup> 近人の王瑤氏も「擬古與作偽」の一文において、魏晉時代に廣汎にみとめられる依託ないし作偽の問題を取り上げているが、彼ら魏晉人の依託ないし作偽の動機は、世間を偽瞞しようとする點に存したのではなく、むしろもっぱら擬古と補亡を行なうためなので

あつたと王氏は好意的に論じている。補亡といえ、ただちに頭に思ひ浮かぶのは「補亡詩」のことであろう。『文選』卷一九には、汲冢書と深い関わりのある束皙が、「其の義は有れども其の辭の亡うしなわれし」ところの、つまり『詩經』に小序のみがのこつて詩そのものは失われてしまったところの小雅の南陔、白華、華黍、由庚、崇丘、由儀の六篇を補うべく制作した「補亡詩」六首が収められている。李善注が引く束皙の「補亡詩序」にはつぎのように言う。「皙は役目の同僚たちと郷飲酒禮の稽古を行なつたが、しかし詠ずるところの詩のなかには、時として義はあれども辭のないものがあり、音楽で禮の節目を取ろうとしても缺けて備わらない。そこで遙かに往時をしのび、古に思ひを致し、その文句を補作して舊い制度をつくろう次第である」。<sup>⑧</sup>「補亡詩」を制作したのは、束皙ただ一人だけではなかつた。『世說新語』文學篇によれば、束皙の同時代人の夏侯湛にもやはり「補亡詩」の作品があつた。「夏侯湛は周詩を制作して完成すると、潘安仁（岳）に示した。安仁は、この作品は濫雅であるだけではなく、加えて孝悌の性質もあらわされていると評した。潘はそれにちなんで家風詩を制作した」。<sup>⑨</sup>劉孝標注が指摘しているように、周詩とは南陔から由儀までの六篇のこと。潘岳の「家風詩」も「補亡詩」のスタイルにならうものであつたのに違ひないが、われわれは『抱朴子』鈞世篇が潘岳にも「補亡詩」の作品そのものがあつたとしてつぎのように述べていることに注目しなければならない。「近年、夏侯湛と潘岳はそろつて補亡詩の白華、由庚、南陔、華黍の類を制作したが、高才の碩儒で文學鑑賞眼のある者は誰しも詩經三百篇中にすら二人の作品に肩をならべられるものはないと考へている」。<sup>⑩</sup>さらにまた注目しなければならないのは、「補亡詩」の作者の一人である夏侯湛に『尚書』の文體に模擬した「昆弟誥」の作品が存在する事實である。<sup>⑪</sup>『晉書』がこの作品を卷五五の夏侯湛傳に収めたことについて、錢大昕は、「夏侯孝若（湛）の昆弟誥は尚書に模擬し、王莽や宇文泰の大誥の流れのものであるが、文辭は最も淺劣であつて、史家がどうして採録したのかわけがわからない」<sup>⑫</sup>（『廿二史考異』卷二二）とまことに手きびしいけれども、夏侯湛にとつて、「昆弟誥」の制作は擬古、「補亡詩」の制作は補亡に屬する行爲であつたということになるのである。

う。すでに夏侯湛に先立って、李斯の處刑を敘する『古史考』の記事について見られるように、譙周も『春秋』にまねぶ擬古を行っていたのである。

魏晉の時代にひろくみとめられる擬古と補亡。今ここでとりわけ補亡を問題とするならば、歴史の分野における古史の闕落を補わんとする機運のたかまりも、その一連のものとして理解することができるであろう。譙周の『古史考』は『史記』批判を行なうとともに、『史記』とは異なって三皇から敘述を始めた。皇甫謐の『帝王世紀』はさらに溯って天地の開闢から敘述を始めた。郭璞は既知の世界の背後に未知の世界が大きくひろがっていることを言っていたけれども、譙周の『古史考』と皇甫謐の『帝王世紀』の場合、それは未知の領域が時間的に次第に既知のものとして獲得され埋められてゆく過程であった、と言ってよいのかも知れぬ。『史記』の記事に先行する時代の敘述の據りどころとなったのは恐らくもっぱら緯書であったと考えられるが、かく古史の再構築が時代の要請となっていたかに思われる時にあたって、『竹書紀年』をはじめとする大量の汲冢書が発見された意義は、それらが緯書とは異なるまぎれもない古書であっただけに、まことに大きいものであったと言わなければならない。

## 終章

汲冢書の発見がもたらした衝撃はなみなみならぬものであった。しかもそれは、けっして一過性のもものではなかった。汲冢書の発見から裴駰の時代までも、すでに一世紀半以上の時が経過している。裴駰よりさらに時代が下って、陶弘景も『真誥』の注記に時として『竹書紀年』を用いる場合がある。すなわち、卷一三「稽神樞第三」に仙人の展先生なる者が高辛の時代からやくも三千年が経過したと語ったという話があり、その注記に言う。「諸歴檢課によると、堯帝元年戊戌の

年より齊の己卯の歳まで二千八百三年だという。高辛とは堯の父である。さらに、(展先生が)これを語ったのは、晉の時代に違いない。三千年と言っているのだから、つまり堯より今に至るまでは二千八百年どころではないのである。世間の曆にはあるいはきちっとしないところがあり、そうだとすれば、丁亥の數はすでに過ぎ去っているのではなかるうか。汲冢紀年ではちょうど二千六百四十三年であって、一層ますます大きくかけ離れてしまう<sup>86</sup>。「諸曆檢課」については未詳。

「齊の己卯の歳」は南齊の永元元年(四九九)、つまり『眞誥』が編纂されたと推想される年である。「丁亥の數」については、『雲笈七籤』卷二「劫運」に引用の『上清三天正法經』に、「承唐自りの後、四十六丁亥を數え、前後中間甲申の年、乃ち小劫の會」とあり、唐堯から四十六の丁亥のサイクルを數える頃、すなわち二千七百六十年の頃の甲申の年が小劫の期とされるようである。陶弘景はまた卷一五闡幽微第一の注記でも、周の武王が九十三歳で崩じたとする『禮記』文王世子の異説として、四十五歳で崩じたとする『竹書紀年』を引き、夏后啓についても、「即位三十九年にして亡<sup>87</sup>ず、年は七十八」との『竹書紀年』の記事を引いている。

酈道元の『水經注』にも、卷三河水注に「魏の襄王十七年、邯鄲より吏と大夫の奴に命じて九原に遷さしむ。又た將軍と大夫の適子、戍吏に命じて皆な貉服せしむ」とあるのを初見として、あわせて七六條に及ぶ『竹書紀年』の引用があるけれども、今ここでは、汲冢書の發見がもたらした衝撃とその波紋について端的かつ總括的に語っている唐の劉知幾(『舊唐書』卷二〇二、『新唐書』卷一三二。六六一—七二二)の『史通』の數條の記事をもって尾聲とすることとしたい。劉知幾の時代までには、汲冢書の發見からすでに四百年以上が経過していた。

汲冢書の發見が、言い傳えられるところの古の禪讓を疑問視させる端緒となったことを語る疑古篇の二條をまず示そう。「堯典の序に、將に位より遜れて虞舜に讓らんとすとあり、孔氏の注に、堯は子の丹朱の不肖なるを知って、故に位を禪らんとするの志有りと言っている。案するに汲冢瑣語に、舜は堯を平陽に放つとあり、また一書に、某地にある町があつ

て囚堯とよばれているとある。識者はこの異説に基づいて、(堯から舜への)禪讓をいささか疑問視している。してみると、この二書(汲冢瑣語ならびに一書)を讀むだけですでに充分に證據とすることができるのだが、それでもまだ見落としている記事がある。というのも、山海經(海内南經)によれば放勳(堯)の子を帝丹朱とよんでいて、名に帝を連ねているのは、舜は堯を廢位させたけれどもそのまま堯の子を立て、にわかにしてまたその帝位を奪ったからではあるまいか。近古の情勢を眺めてみると、奸雄が奮い立って自ら勤王と稱しながらも、あるいは父を廢してその子を立てたり、あるいは兄を退けてその弟を奉じたり、最初は推戴するそぶりを示しておきながら最後には篡奪をやりとげる場合がある。これを歴代に求めてみると往々にしてこのようなことがあるのであって、もし古を今にひきあててみれば、千載も一揆なのである。つまり堯が舜に位を授けたという事實は明らかにしがたく、國を讓つたというのは虚言にしか過ぎないのである。右文の『山海經』は資料Ⅱ—(12)を参照。帝丹朱とよばれていることについて、郭璞は後漢の末帝の山陽公劉協が死後に獻帝の諡を贈られたようなものと解釋するのだが、しかし劉知幾の解釋はここに見られるように異なるのだ。さらにまたの一條。「汲冢書に、舜は堯を平陽に放ち、益は啓の誅する所と爲るとあり、また太甲は伊尹を殺し、文丁は季歷を殺すとある。およそこれらの數事は、正經の語るところとは異なっている。この書物は近年に出現したため、世人はあまり信用しようとしていない。案ずるに、舜が堯を放逐したことは、ことあらためて述べるまでもなくその實情をたしかめられること、すでに前文に詳論した。ただ益と伊尹が殺戮されたことについては、どちらも正統の書物にその證據がないが、推論してみるならば、啓が益を誅したことはやはり跡づけられよう。何となれば、舜は堯を廢して丹朱を立て、禹は舜を退けて商均を立てた。益は實權を掌握すること舜、禹と同然の勢いであり、前例にならっていないながらに天が下す祿位をひきうけようとしたのだが、その事業は成就せず、自ら臍を噬む破目となった。近古の篡奪劇を眺めてみると、桓玄一人だけがうまくゆかず、司馬氏がそのまま天子の位に復歸した。啓が益を誅したのは、あたかも晉が桓玄を殺したようなものなのではあるまいか。

舜と禹はつぎつぎに交代して事業はいずれも成就したのに、ただ益だけが失敗して夏后啓によって罪に伏したのは、あたかも桓玄が曹氏や司馬氏のやり方にならおうとしながら、彼だけが晋の安帝復辟による禍いを招いたようなものなのではあるまいか<sup>98)</sup>。

劉知幾はまた雜説篇上に「汲冢紀年」と題する一條を設けてつぎのように論じている。「竹書紀年が晋代に出現し、學者たちは始めて夏后啓が益を殺し、太甲が伊尹を殺し、文丁が季歷を殺し、共伯の名は和であり、鄭の桓公は厲王(宣王)の子であることを知った。つまり經典の記載とくい違う點がとても多いのである。また孟子(離婁上)に、晋では春秋を乗とよんだとあるが、思うに汲冢瑣語は乘の類のものであるうか。その晋春秋篇に、平公疾み、朱釁の屏を窺うを夢むとある。左氏傳(昭公七年)にもこのことを記載し、黃熊の門に入るを夢むと言っている。もしぜひと傳聞に基づくところを捨てて所見に基づくところを採用しようとするのであれば、左傳は間違いであり、晋の記録(瑣語)の方が眞實なのである。あ、もし二書(竹書紀年と瑣語)が出現せず、學者たちが古に惑わされたままであったならば、いつまでも耳目を塞がれてしまい、はたと氣づくことはなかつたであらう<sup>99)</sup>」。

また申左篇につきの一條がある。「左丘明以後、曹魏の滅亡に至るまで千年近くにならうとし、その書物(左傳)は次第にすたれた。晋の太康年間に至って汲冢から書物が得られ、左氏傳とそっくり同じであった(原注。汲冢から得られた書物もやがて亡逸し、今日ではただ紀年、瑣語、師春が存在するだけである。案ずるに、紀年と瑣語は春秋時代のことながらを記載し、おおむね左氏傳と同じである。師春には春秋時代の占筮者の繇辭がたくさん載せられているが、左氏傳と比べてみると一字の違いもない)。だから束皙は、もしこの書物が漢代に出現していたならば、劉歆は五原太守とならずにすんだであらうに、と語ったのである。かくして摯虞と束皙はその説を引用して發明するところがあり、王接と荀勗はその文章を採って考證し、杜預はそれを敷衍して注釋を作り(原注。注とは注解、釋とは釋例のこと)、干寶はそれに基づいて師範としたのであった(ことは干寶の晋紀敘例中に詳らかで

ある)。こういうわけで、世間では實録と稱して文句をつける者はなく、その書物は次第に行なわれて異議を唱える者はいなくなつた<sup>(9)</sup>。

汲冢書のなかで現存するのは『竹書紀年』、『瑣語』、『師春』の三種のみであると言って『穆天子傳』の名を擧げないのは、それが『左傳』とは関係がないからであろう。束皙の言葉は、『左傳』を學官に立てんことを強く要求した劉歆が諸儒の憎しみを買い、誅殺されんことを恐れて五原の太守に出たことをふまえる〔漢書〕卷三六。また『晉書』卷五一王接傳につきの記事がある。汲冢書の考正にあつた秘書丞の衛恒は、その仕事のなかばにして難に遭つた。衛恒は、朱希祖氏によつて汲冢書整理の第二期を擔當したとされる人物であるが、惠帝の永康元年（二九一）六月、父の太保錄尙書事の衛瓘が賈皇后と楚王瑋によつて殺されると、彼も巻きぞえをくつて生命を落としたのである。そのため、衛恒と親交のあつた佐著作郎の束皙<sup>(10)</sup>が彼の仕事をついで完成し、異義を證明するところが少なくなかつたものの、東萊太守の王庭堅が批判を加えたため、束皙はあらためて「釋難」を著わすという経緯があつた。束皙の「釋難」のごくごくの斷片と思われるものが、『初學記』卷二二文部の「講論」に「束皙答汲冢竹書難釋書」として引用されている<sup>(11)</sup>。ところで王庭堅の死後、散騎侍郎の潘滔が王接にすすめて、「卿の才學理議、二子の紛れ<sup>(12)</sup>を解くに足る。試みに之れを論ず可し」と言つたため、かくして王接は束皙と王庭堅二人の得失を詳らかにし、博物多聞の摯虞と謝衡も穩當な結論であると評したという。摯虞は衛恒が秘書丞であつた時の秘書監。「秘書監の摯虞、官書を撰定するや、皆な（張）華の本に資<sup>(13)</sup>ついで以て正しきを取る」〔晉書〕卷三六張華傳と伝えられるのは、張華のところには天下の奇祕の書が集まっていたからであるが、朱希祖氏は、官書とは祕府に藏された汲冢書のことであると言っている。謝衡は謝鯤の父、謝尙の祖父である〔晉書〕卷四九。ちなみに、劉知幾が「杜預は申ばして以て注釋し」と述べ、原注に「注とは注解を謂い、釋とは釋例を謂う」とあるのは正確をかく。先述したように、杜預が汲冢書を目撃する機會に恵まれたのは、『春秋經傳集解』と『春秋釋例』を執筆してから數年後のことである。

あつたからである。これまた先述したように、干寶の『晉紀』敘例のことは今日もはや確認するすべがない。

以上のごとく劉知幾は、汲冢書の發見によって明らかとなつた事實とその意義、あるいはまたそれが學者たちに投じた波紋を總括的に述べている。そして惑經篇では、彼はさらにつきぎのようにさえ述べているのだ。「案ずるに、古は國ごとに史官がいて、時事をつぶさに書きつらねた。汲冢書に記されているところを眺めてみると、すべて魯史と一致する。たとえば周の東遷についてはその説がやや備わり、魯の隱公、桓公以前のことは詳らかにしがたいなど、これらの詳略繁簡はすべて春秋と變りがない。また君主を獲<sup>とら</sup>えることを止、臣下を誅することを刺、大夫を殺すことを殺と表現するとか、我が行人を執うとか、鄭は其の師を棄つとか、宋に石の隕<sup>お</sup>つること五とか、およそこれらの文句はおおむねが古史そっくりそのままの文章なのである。してみると、孔夫子が（春秋を）修したのは、ただ既成のものに基づいてそれに彫琢修飾を加え、舊によつたまでのことであつて、それほどたいした力量ではないのである」。

『春秋』の經文に「獲」を「止」と表現している例は見あたらないが、『左傳』隱公十一年に「公の公子爲るや、鄭人と狐壤に戦い、止められる」とあつて、杜注は「内、獲えらるるを諱む、故に止と言ふ」と釋している。「刺」と「殺」に關しては、それぞれつきぎのようにあるのが參照される。僖公二十八年經文「公子買、衛を成る。成を卒<sup>お</sup>えず。之れを刺す」、公羊傳「之れを刺すとは何ぞや。之れを殺せしなり。之れを殺すに則ち曷<sup>なん</sup>爲<sup>す</sup>れぞ之れ之れを刺すと謂うや。内、大夫を殺すを諱み、之れ之れを刺すと謂うなり」。僖公七年經文「鄭、其の大夫申侯を殺す」、公羊傳「其の國を稱して以て殺といふは何ぞや。國を稱して以て殺といふ者は、君、大夫を殺すの辭なり」。また昭公二十三年の經文に「晉人、我が行人叔孫婼を執う（杜注。行人と稱するは、晉の使人を執うるを諱る）」、閔公二年の經文に「鄭、其の師を棄つ（左傳。鄭人、高克を惡み、師を帥いて河上に次せしむ。久しくして召さず。師潰えて歸る。高克、陳に奔る）」、僖公十六年の經文に「宋に石の隕つること五（杜注。隕は落なり。其の隕つるを聞き、之れを視れば石之れを數うれば五。其の間見の先後に隨つて之れを記す）」とそれぞれある。劉知幾はこれらの事例を擧げたうえ、「其の事は並び

に竹書紀年に出ず。唯だ鄭その師を棄つ、のみは瑣語の晉春秋に出ずるなり」との原注を施している。

ともかく劉知幾は、杜預とはまったく立場を異にして、孔子が國史の策書を『春秋』に仕上げたことにそれほどの意義をもみとめようとはせず、『春秋』と一致する文章と措辭が汲冢書に見出されることをあげつらっているのだが、それはいささかの勇み足であったようであって、興味深いことに、劉知幾の長子の劉昺は父とはおよそあべこべにつきのように論じているのだ。陸淳の『春秋啖趙集傳纂例』卷一の「趙氏損益義」が、「若し左氏、仲尼より經を授かるに非ざれば、則ち其の書多く汲冢紀年と符同するは何ぞや」と設問したうえ、その答えとして引くところである。「彭城の劉惠卿（昺）は書物を著わしてこう言っている。竹書紀年は諸侯列席の會合を敘する際、いつもその論を擧げており、後世の人間があとから手をいれたものであって、當時の正史そのものではないことがわかる。たとえば、齊人、遂に殲くとか（春秋莊公十七年）、鄭、其の師を棄つとか（閔公二年）、すべて孔夫子の褒貶の意なのであって、竹書紀年の文章も同様である。また、鄭、其の君某を殺すと書したうえで子臚のことと釋したり、楚の囊瓦、鄭に奔ると書したうえで子常のことと釋したり、おおむねこのような例が多い。別に春秋（師春の誤りならん）一卷があつて、左氏傳の卜筮のことをそっくり録して一字の違ひもない。かくて、これらの書物が春秋經傳をふまえて作られたことがわかるのである。子臚は鄭の君主だが、『竹書紀年』が「鄭殺其君某」と書すのとはいささか異なつて、『左傳』では桓公十八年に、「秋、齊侯、首止に師す。子臚、之れに會し、高渠彌相く。七月戊戌、齊人、子臚を殺して高渠彌を轅す」との記事がある。また「楚囊瓦奔鄭」に關しては、『春秋』定公四年經文に「楚の囊瓦、鄭に出奔す」とほとんど同文があつて、そのことを『左傳』は、「……楚師亂る。吳師大いに之れを取る。子常、鄭に奔る」と書している。ともかく、『竹書紀年』と『師春』の記事が往々にして『春秋』經傳と符同するのは、ほかでもなく前者が後者に基づいているからだと劉昺は考えたのであつて、父の劉知幾とはまったく見解を異にしたのであつた。

注

- (1) 陳鴻祥『王國維年譜』(齊魯書社、一九九一年)、參照。
- (2) 井波陵一「王國維の學風を論ず—經史子集の革命的轉換—」(『東方學報』京都一六二冊)の翻譯に従う。
- (3) 神田喜一郎「汲冢書出土始末考」の初出は『支那學』一卷二・三號、一九二〇年。今は『全集』第一卷(同朋舎出版、一九八六年)。朱希祖『汲冢書考』は、中華書局、一九六〇年刊。
- (4) (1)から(16)までの合計は六九篇、それに七篇を加えると七六篇となつて計算が合わないが、『晉書』束皙傳が「紀年十三篇」とするのは異なつて、杜預「春秋左氏經傳集解後序」の正義が引く王隱『晉書』の目錄では「紀年十二卷」、また隋志史部古史類も同じく「紀年十二卷」として著録する。
- (5) 「大凡七十五篇、七篇簡書折壞、不識名題、冢中又得銅劍一枚、長二尺五寸、漆書皆科斗字、初發冢者燒策照取寶物、及官收之、多燼簡斷札、文既殘缺、不復詮次、武帝以其書付秘書校綴次第、尋考指歸、而以今文寫之、暫在著作、得觀竹書、隨疑分釋、皆有義證」。
- (6) 後ほど取り上げる『金石錄』卷二〇「晉太公碑」跋尾も指摘しているように、小篆というのは誤り。
- (7) 「自黃帝至三代、其文不改、及秦用篆書、焚燒先典、而古文絕矣、漢武時、魯恭王壞孔子宅、得尚書春秋論語孝經、時人以不復知有古文、謂之科斗書、漢世祕藏、希得見之、魏初傳古文者、出於邯鄲淳、恒祖敬侯寫淳尚書、後以示淳、而淳不別、至正始中、立三字石經、轉失淳法、因科斗之名、遂效其形、太康元年、汲冢人盜發魏襄王家、得策書十餘萬言、案敬侯所書、猶有髣髴、古書亦有數種、其一卷論楚事者、最爲工妙、恒竊悅之、故竭愚思、以贊其美、愧不足廁前賢之作、冀以存古人之象焉」。
- (8) 荀勗章は『太平御覽』卷七四九工藝部「書下」に、束皙章は杜預「春秋左氏經傳集解後序」の正義に引用がある。
- (9) 「金石證史」の原刊は、一九三六年中山大學『史學專刊』一卷四期。「汲冢書出土之年」の末尾には、「一九四八年四月六日於南京」と記されている。
- (10) 『魏晉南北朝史論集續編』(北京大學出版社、一九九一年)、また『魏晉南北朝史論集』(北京大學出版社、一九九七年)に收録。おなじく太康二年發見説を強く主張するものに、吳浩坤「竹書紀年」的發現及其學術價值(吳浩坤・陳克倫主編『文博研究論集』、上海古籍出版社、一九九二年)があるが、周一良論文は參照されていない。
- (11) 王國維『簡牘檢畧攷』は、「古策有長短、最長者二尺四寸、其次二分而取一、其次三分取一、最短者四分取一、……周末以降、經書之策、皆用二尺四寸」と述べ、この「穆天子傳」序を引いたうえで言う。「則周時國史記注策亦二尺四寸也」。
- (12) 「古文穆天子傳者、太康二年汲冢民不准盜發古冢所得書也、皆竹簡素絲編、以臣勗前所考定古尺度其簡、長二尺四寸、以墨書一簡四十字」。
- (13) 「太康元年三月、吳寇始平、余自江陵還襄陽、解甲休兵、乃申抒舊意、脩成春秋釋例及經傳集解、始訖、會汲郡汲冢有發其界內舊冢者、大得古書、皆簡編科斗文字、發冢者不以爲意、往往散亂、科斗書久廢、推尋不能盡通、始者藏在祕府、余晚得見之」。
- (14) 『金石錄』に、「襍字、字書所無」とある。
- (15) 「或言周文王夢天帝立令狐之津、太公立其後、帝曰、昌、賜汝名師、文王再拜、太公亦再拜、太公夢亦如此、文王出田、見識所夢、載與俱歸、以爲太師也」。
- (16) ちなみに、東魏の最後の年である武定八年に立てられた「太公廟碑」は、汲郡太守穆子容、字は山行の撰文にかかり、その前半部に晉の太康十年造の「太公望表」を寫したうえ、太公望の裔孫と稱して汲縣に住まう尙氏一族の人たちが太公廟をあらためて形勝の地に移した次第を敘するのである。「慨慮忌(慮無忌)置碑、僻據山阜、崔瑗列石、不枕康衢、遂率親黨、更營碑祠、以博望之亭、形勝之所、西臨滄谷、

- (17) 「汲者、戰國時魏地也、案所得紀年、蓋魏惠成王子今王之冢也、於世本蓋襄王也、案史記六國年表、自今王二十一年至秦始皇三十四年燔書之歲、八十六年、及至太康二年、初得此書、凡伍百七十九年。」
- (18) 『晉書』卷三九荀勗傳「及得汲冢中古文竹書、詔勗撰次之、以爲中經、列在祕書」。杜預「春秋左氏經傳集解後序」正義「束皙傳云、太康元年、汲冢民盜發魏安釐王冢、得竹書漆字科斗之文、……大凡七十五卷、晉書有其目錄、其六十八卷皆有名題、其七卷折簡碎雜、不可名題、有周易上下經二卷、紀年十二卷、瑣語十一卷、周王遊行五卷、說周穆王遊行天下之事、今謂之穆天子傳、此四部差爲整頓、汲冢初得此書、表藏祕府、詔荀勗和嶠以隸字寫之。」
- (19) 藤田勝久『史記』と中國出土書籍「(愛媛大學教養部紀要二三號)。その理由は、(一)王墓であれば魏の國都の安邑あるいは大梁の近邊に存在するのが自然であるのに、汲は魏と趙との紛争地にあたる國境地帯に位置すること、(二)戰國時代の封君には、封地は國都から遠い方がよいとの考えがあったこと、(三)汲冢書の内容が、近年出土の漢時代の諸王もしくは諸侯クラスの墓に隨葬されている書籍の種類に似ること、の三點である。」
- (20) 以下、『竹書紀年』に關しては、朱右曾撰『汲冢紀年存真』、朱右曾輯錄、王國維校補『古本竹書紀年輯校』、范祥雅編『古本竹書紀年輯校訂補』(上海人民出版社、一九六二年)、それら先人の業績をふまえるところの方詩銘・王修齡『古本竹書紀年輯證』(上海古籍出版社、一九八一年)にもつばら依據する。
- (21) 陳夢家『六國紀年表』(『燕京學報』三四期)。
- (22) ちなみに、『史記』索隱は『史記』の世系のままでよいとする立場。「按系(世)本、襄王生昭王、無哀王、蓋脫一代耳、而紀年說惠成王三十六年又稱後元、一十七年卒、今此文分惠王之歷、以爲二王之年、又有哀王凡二十三年、紀事甚明、蓋無足疑、而孔衍敘魏語、亦有哀王、蓋紀年之作、失哀王之代、故分襄王之年爲惠王後元、即以襄王之年包哀王之代耳」。孔衍は『晉書』儒林傳に傳記があり、『新唐書』藝文志之部雜史類は彼の著作として『春秋時國語十卷』、『春秋後國語十卷』を著録する。『日知錄』卷七「梁惠王」は、「襄」と「哀」の字が近いために『史記』は一人に誤分したのであらうとする。「今按惠王三十六年、稱王改元、又十六年卒、而子襄王立、即紀年所謂今王、無哀王也、襄哀字相近、史記分爲二人、誤耳」。
- (23) 「而后舉益、任之政十年、帝禹東巡狩、至于會稽而崩、以天下授益、三年之喪畢、益讓帝禹之子啓、而辟居箕山之陽、禹子啓賢、天下屬意焉、及禹崩、雖授益、益之佐禹日淺、天下未洽、故諸侯皆去益而朝啓曰、吾君帝禹之子也、於是啓遂即天子之位、是爲夏后帝啓」。
- (24) 「或曰、禹薦益、已而以啓人爲吏(索隱。人猶臣也、謂以啓臣爲益吏)、及老、而以啓人爲不足任乎天下、傳之於益、已而啓與交黨攻益、奪之、天下謂禹名傳天下於益、已而實令啓自取之、今言屬國於子之、而吏無非太子人者(索隱。此人亦訓臣也)、是名屬子之而實太子用事也」。
- (25) 『十七史商榷』卷四八「文丁殺季歷」、參照。
- (26) もっとも、『呂氏春秋』開春論につきの記事があることはある。「共伯和修其行、好賢仁、而海內皆以爲稽也(高誘注。共、國、伯、爵、夏時諸侯也、以好賢仁而人歸之、皆以來附爲稽運也)、周厲之難、天子曠絕(高誘注。難、厲王流於境也、周無天子十一年、故曰曠絕也)、而

天下來謂矣（高誘注。謂天子也）。ちなみに、「史記」股本紀の太丁を『竹書紀年』は文丁としているのだが、『帝王世紀』にも「帝文丁、一曰大丁」（『太平御覽』卷八三）とあり、これもまた『竹書紀年』に基づくのであろう。このこと、淺原達郎氏の教示による。

(27) 『初學記』卷二 文部「講論」に「東哲答汲冢竹書難釋書」の引用がある。これについては終章で言及する。また卷二 四居處部「臺」に「晉東哲汲冢書抄」の引用がある。注(35)、参照。

(28) 「此序云、盤庚將治亳殷、下傳云、殷、亳之別名、則亳殷即是一都、湯遷還從先生居也、汲冢古文云、盤庚自奄遷于殷、殷在鄴南三十里、東哲云、尚書序、盤庚五遷、將治亳殷、舊說以爲居亳、亳殷在河南、孔子壁中尚書云、將始宅殷、是與古文不（衍字）同也、漢書項羽傳云、涇水南殷虛上、今安陽西有殷、東哲以殷在河北、與亳異也。」

(29) 「東哲云、案左傳攜王好命、舊說、攜王爲伯服、伯服、古文作伯盤、非攜王、伯服立爲王積年、諸侯始廢之而立平王、其事或當然。」

(30) 「其著書文意、大似春秋經、推此足見古者國史策書之常也。」

(31) 「諸若此輩甚多、略舉數條、以明國史皆承告據實而書時事、仲尼脩春秋、以義而制異文也。」

(32) 「諸所記多與左傳符同、異於公羊穀梁、知此二書近世穿鑿、非春秋本意審矣、雖不皆與史記尚書同、然參而求之、可以端正學者、又別有一卷、純集疏左氏傳卜筮事、上下次第及其文義、皆與左傳同、名曰師春、師春似是抄集者人名也。」

(33) 「紀年又稱、殷仲王卽位居亳、其卿士伊尹、仲子嗣、伊尹放大甲于桐、乃自立也、伊尹卽位、放大甲七年、大甲潛出自桐、殺伊尹、乃立其子伊陟伊奮、命復其父之田宅而中分之、左氏傳、伊尹放大甲而相之、卒無怨色、然則大甲雖見放、還殺伊尹、而猶以其子爲相也、此爲大甲與尚書敘說大甲事乖異、不知老叟之伏生或致昏忘、將此古書亦當時雜記、未足以取審也、爲其粗有益於左氏、故略記之、附集解之末焉。」

(34) ただし丁晏『尚書餘論』のつぎのような説がないわけではない。「孔疏

謂杜雖不見古文、其言闡與之合、實則古文爲預所親見、故往往依用之。」

(35) 「南單臺。晉東哲汲冢書抄云、周武王親禽受於南單之臺。」

(36) 「有臣瓚者、莫知氏族、考其時代、亦在晉初、又總集諸家音義、稍以己之所見、續則其末、舉駁前說、喜引竹書、自謂甄明、非無差爽、凡二十四卷、分爲兩帙、今之集解音義、則是其書。」

(37) 「臣瓚曰、汲冢古文謂衛將軍文子爲子南彌牟、其後有子南固子南勤、紀年、勁朝于魏、後惠成王如衛、命子南爲侯、秦并六國、衛最後亡、疑嘉是衛後、故氏子南而稱君也。」

(38) 「師古曰、子南、其封邑之號、以爲周後、故總言周子南君、瓚說非也、例不先言姓而後稱君、且自嘉已下、皆姓姬氏、著在史傳。」

(39) 「晉書」卷九 二文苑左思傳「造齊都賦、一年乃成、復欲賦三都、會妹芬入宮、移家京師、乃詣著作郎張載訪岷邛之事、遂構思十年、門庭藩溷、皆著筆紙、遇得一句、即便疏之、自以所見不博、求爲祕書郎、及賦成、時人未之重、思自以其作不謝班張、恐以人廢言、安定皇甫謐有高譽、思造而不之、謐稱善、爲其賦序、張載爲注魏都、劉逵注吳蜀而序之曰……」また『世說新語』文學篇「左太冲作三都賦初成、時人互有譏訾、思意不愜、後示張公（張華）、張曰、此三京可三、然君文未重於世、宜以經高名之士、思乃詢求於皇甫謐、謐見之嗟歎、遂爲作敘、於是先相非貳者、莫不歛衽禮述焉。皇甫謐の「三都賦序」は、『文選』卷四五に收む。

(40) 「觀中古以來爲賦者多矣、相如子虛、擅名於前、班固兩都、理勝其辭、張衡二京、文過其意、至若此賦、擬議數家、傳辭會義、抑多精致、非夫研覈者不能練其旨、非夫博物者不能統其異、世咸責遠而賤近、莫肯用心於明物、斯文吾有異焉、故聊以餘思爲其引詁、亦猶胡廣之於官箴、蔡邕之於典引也。』後漢書』列傳三四 胡廣傳によると、はじめ揚雄は『左傳』襄公四年の「虞人之箴」に基づいて「十二州二十五官箴」を作ったが、そのうちの九箴が亡闕したため、崔駰、崔瑗父子および劉

駒驗が十六篇を増補し、さらに胡廣が四篇を補作したうえ、タイトルを設け、解釋を加えて「百官箴」四八篇とした。また蔡邕は班固の「典引」に注を施している（『文選』卷四八）。

(41) 「余觀三都之賦、言不苟華、必經典要、品物殊類、稟之圖籍、辭義瓌璋、良可貴也、有晉徵士故太子中庶子安定皇甫謐、西州之逸士、耽籍樂道、高尚其事、覽斯文而慷慨、爲之都序、中書著作郎安平張載、中書郎濟南劉逵、並以經學洽博、才章美茂、咸皆悅玩、爲之訓詁、其山川土域、草木鳥獸、奇怪珍異、僉皆研精所由、紛散其義矣、余嘉其文、不能默已、聊藉三子之遺忘、又爲之略解、祇增煩重、覽者闕焉。」

(42) 「皇甫謐西州高士、摯仲治宿儒知名、非思倫匹、劉淵林衛伯興並蚤終、皆不爲思賦序注也、凡諸注解、皆思自爲、欲重其文、放假時人名姓也。この書きぶりからすれば、摯虞の名を冠した「三都賦」の序ないし注も存したようである。ちなみに、隋志集部總集類にはつぎのようにある。「張載及晉侍中劉逵晉懷令衛瑾（當作禮）注左思三都賦三卷、蔡母遂注三都賦三卷。」

(43) 「穆天子傳」は洪頤煊校の「平津館叢書」本に據る。

(44) 「臣瓚曰、周自穆王以下都於西鄭、不得以封桓公也、初桓公爲周司徒、王室將亂、故謀於史伯而寄幣與賄於虢會之間、幽王既敗、二年而滅會、四年而滅虢、居於鄭父之丘、是以爲鄭桓公、無封京兆之文也。」

(45) 「山海經」は畢沅校注の「經訓堂叢書」本に據る。ただし、避諱と判斷される場合には文字を改める。すなわち、「元」は「玄」に、「邱」は「丘」に、「允」は「胤」に改める。

(46) 「世之覽山海經者、皆以其闕誕迂誇、多奇怪儼儼之言、莫不疑焉、嘗試論之曰、莊生有云、人之所知、莫若其所不知、吾於山海經見之矣、夫以宇宙之寥廓、群生之紛紜、陰陽之煦蒸、萬殊之區分、精氣渾淆、自相潰薄、遊魂靈怪、觸象而構、流形於山川、麗狀於木石者、惡可勝言乎、然則總其所以乖、鼓之於一響、成其所以變、混之於一象、世之所謂異、未知其所以異、世之所謂不異、未知其所以不異、何者、物不自

異、待我而後異、異果在我、非物異也、故胡人見布而疑廣、越人見麪而駭、蓋信其習見而奇所希聞、此人情之常蔽也、今略舉可以明之者、陽火出于冰水、陰鼠生于炎山、而俗之論者、莫之或怪、及談山海經而感怪之、是不怪所可怪而怪所不可怪也、不怪所可怪、則幾於無怪矣、怪所不可怪、則未始有可怪也、夫能然所不可、不可所不可然、則理無不然矣。」

(47) 「案汲郡竹書及穆天子傳、穆王西征見西王母、執璧帛之好、獻錦組之屬、穆王享王母於瑤池之上、賦詩往來、辭義可觀、遂襲崑崙之丘、遊軒轅之宮、眺鍾山之嶺、玩帝者之寶、勒石王母之山、紀迹玄圃之上、乃取其嘉木艷草奇鳥怪獸玉石珍瑰之器、金膏燭銀之寶、歸而殖養之於中國、穆王駕八駿之乘、右服盜驪、左驂騶耳、造父爲御、弄戎爲右、萬里長驚、以周歷四荒、名山大川、靡不登濟、東升大人之堂、西燕王母之廬、南轅龍電之梁、北躡積羽之衢、窮歡極娛、然後旋歸、案史記說穆王得盜驪騶耳驂騶之驥、使造父御之、以西巡狩、見西王母、樂而忘歸、亦與竹書同、左傳曰、穆王欲肆其心、使天下皆有車轍馬迹焉、竹書所載、則是其事也、而譙周之徒、足爲通識瑰備、而雅不平此、驗之史考、以著其妄、司馬遷大宛傳亦云、自張騫使大夏之後、窮河源、惡覩所謂崑崙者乎、至禹本紀山海經所有怪物、余不敢言也、不亦悲乎、若竹書不潛出於千載、以作徵於今日者、則山海之言、其幾乎廢矣。」

(48) 「穆天子傳曰、穆王與西王母暢於瑤池之上作歌、是樂而忘歸也、譙周不信此事而云、余常聞之、代俗以東西陰陽所出入、宗其神謂之王父母、或曰、地名、在西域、有何見乎。」

(49) 「若乃東方生曉畢方之名、劉子政辨盜械之戶、王頎訪兩面之客、海民獲長臂之衣、精驗濟效、絕代縣符、於戲、群惑者其可以少寤乎、是故聖皇原化以極變、象物以應怪、鑿無滯蹟、曲盡幽情、神焉慶哉、神焉慶哉。」

(50) 「漢書」惠帝紀「爵五大夫吏六百石以上及宦皇帝而知名者有罪當盜械者、皆頰繫」の如淳注に「盜者逃也、恐其逃亡、故者械也」とあり、

- 顏師古はつぎのように言う。「盜賊者、凡以罪著械皆得稱焉、不必逃亡也、據山海經、貳負之臣、相柳之尸、皆云盜械、其義是也。」
- (51) 「玄菟太守王頊至沃沮國、問其耆老、云復有一破船、隨波出在海岸邊、上有一人、項中復有面、與語不解、了不食而死。」
- (52) 「魏黃初中、玄菟太守王頊討高句麗王宮、窮追之、過沃沮國、其東界臨大海、近日之所出、問其耆老、海東復有人否、云嘗在海中得一布褶、身如中人、衣兩袖長三丈、即此長臂人衣也。」
- (53) 本田濟氏譯注『抱朴子內篇』(平凡社、東洋文庫、一九九〇年)、二五頁。
- (54) 宇都宮清吉氏譯注『顏氏家訓』2 (平凡社、東洋文庫、一九九〇年)、五三頁。
- (55) 汪紹楹校注『搜神記』(中華書局、一九七九年)の各條の注記を參照。對象とする書物の性格が異なるから當然のこととはいへ、裴松之『三國志』注には汲冢書は利用されていない。沈家本『古書目』第一編『三國志注所引書目』參照。
- (57) 拙稿『裴駟の『史記集解』』(『加賀博士退官記念中國文史哲學論集』、講談社、一九七九年)、參照。
- (58) 「案昭二十九年左傳稱少昊氏有子曰重、顓頊氏有子曰黎、則重黎二人各出一帝、而史記并以重黎爲楚國之祖、吳回爲重黎、以重黎爲官號、此乃史記之謬、故東晉譏馬遷并兩人以爲一、謂此是也。『困學紀聞』卷一一考史も『史記』の誤りであることを指摘する。
- (59) 「既以佗爲厲公、又妄稱躍爲利公、世本本無利公、皆是馬遷妄說、東晉言馬遷分一人以爲兩人、以無爲有、謂此事也」。このことに關しても、『困學紀聞』參照。
- (60) 「譙周曰、春秋傳謂佗即五父、世家與傳違」。
- (61) 拙稿「蜀における讖緯の學の傳統」(安居香山編『讖緯思想の綜合的研究』、國書刊行會、一九八四年)、參照。
- (62) 「初譙周以司馬遷史記書周秦以上、或採俗語百家之言、不專據正經、周

- 於是作古史考二十五篇、皆憑舊典、以糾遷之謬誤。」
- (63) 「今則與史記並行於代焉」。ただし『史通』は『晉書』を引用するにあたり、「俗語百家之言」を「家人諸子」と改めている。
- (64) 「譙周撰古史考、思欲攢抑馬記、師仿孔經、其書李斯之棄市也、乃云棄殺其大夫李斯、夫以諸侯之大夫名天子之丞相、以此而擬春秋、所謂貌同而心異也。『春秋』僖公七年「鄭殺其大夫申侯」の『公羊傳』に、「其稱國以殺何、稱國以殺者、君殺大夫之辭也」とあるのを參照。
- (65) 「譙周曰、按春秋傳、燕與子積逐周惠王者、乃南燕姑姓也、世家以爲北燕、失之。」
- (66) 「干寶曰、先儒學士多疑此事、譙允南通才達學、精核數理者也、作古史考、以爲作者妄記、廢而不論。」
- (67) 「譙周曰、徐偃王與楚文王同時、去周穆王遠矣、且王者行有周衛、豈聞亂而獨長驅、日行千里乎。」
- (68) 「譙允南案春秋、陳恒爲人、雖志大負殺君之名、至於行事亦脩整、故能自保、固非苟爲禽獸之行、夫成事在德、雖有姦子七十、祇以長亂、事豈然哉。」
- (69) 「譙周云、疑公伯繚是讒謫之人、孔子不責、而云其如何命何、非弟子之流也、今亦列比在七十二賢之數、蓋太史公誤」。
- (70) 「按譙周曰、以予所聞、所謂天之亡者、有賢而不用也、如用之、何有亡哉、使紂用三仁、周不能亡、況秦虎狼乎」。
- (71) 「初必見帝系之文、五帝皆同一族、必辨其不然之本、又論皇帝王霸養龍之說、甚有通理、譙允南少時數往諮訪、紀錄其言於春秋然否論、文多故不載」。
- (72) 『漢魏遺書鈔』ならびに『玉函山房輯佚書』に『五經然否論』の輯佚がある。
- (73) 「按三皇說者不同、譙周以燧人爲皇」、「按其君鑽燧出火、教人熟食、在伏羲氏前、譙周以爲三皇之首也」。
- (74) そのうちの燧人に關しては、『太平御覽』卷七八皇王部につき引用が

- ある。「古史考曰、古之初、人吮露精、食草木實、穴居野處、山居則食鳥獸、衣其羽皮、飲血茹毛、近水則食魚鼈螺蛤、未有火化、腥臊多害腸胃、於是聖人以火德王、造作鑽燧出火、教人熟食、鑄金作人、民人大悅、號曰燧人」。また伏羲に關しては、「補三皇本紀」の自注につきのことくある。「按譙周古史考、伏羲制嫁娶、以儷皮爲禮也」。
- (75) 「彪復以周爲未盡善也、條古史考中凡百二十二事爲不當、多據汲冢紀年之義、亦行於世」。
- (76) 徐宗元輯『帝王世紀輯存』（中華書局、一九六四年）、參照。隋志が三皇と言っているのは、天皇氏、地皇氏、人皇氏のことであろうか。
- (77) 姑子については、周一良『魏晉南北朝史札記』（中華書局、一九八五年）が『晉書』札記に收める「晉書音義」の條、參照。
- (78) 「晉書皇甫謐傳云、姑子外弟梁柳邊得古文尙書、故作帝王世紀、往往載孔傳五十八篇之書」。
- (79) 丁晏は『竹書紀年』をも僞書とする。すなわち、「又案杜氏有春秋後序、述紀年之文、晉書束皙傳、太康二年、盜發魏王墓得竹書紀年十三篇、案汲冢紀年、晉初之僞書也、……是時僞書競出、紀年亦太康時僞撰、杜預輩誤信之耳」。中略した箇所にその證據が擧げられているのだが、しかしそれらはすべて今本『竹書紀年』である。
- (80) 『中古文人生活—中古文學史論之二—』（上海棠棣出版社、一九五一年）。
- (81) 「習與司業疇人肄脩鄉飲之禮、然所詠之詩、或有義無辭、音樂取節、闕而不備、於是遙想既往、存思在昔、補著其文、以綴舊制」。
- (82) 「夏侯湛作周詩成、示潘安仁、安仁曰、此非徒溫雅、乃別見孝悌之性、潘因此遂作家風詩」。
- (83) 「近者夏侯湛潘安仁並作補亡詩白華由庚南陔華黍之屬、諸碩儒高才之賞文者、咸以古詩三百未有足以偶二賢之所作也」。
- (84) 佐竹保子「夏侯湛の「昆弟誥」について」（『中國—社會と文化』一二號）、參照。
- (85) 「夏侯孝若昆弟誥模擬尙書、乃王莽字文泰大誥之流、詞最淺劣、不知史家何以錄之」。
- (86) 「諸曆檢課謂堯元年戊戌至齊之曰卯歲、二千八百三年、高辛即堯父、說此語時又應在晉世而已、云三千年、即是堯至今不啻二千八百年、外曆容或不定、如此丁亥之數、不將已過乎、汲冢紀年正二千六百四十三年、彌復大懸也」。
- (87) 七六條という數字は『四庫提要』による。
- (88) 「堯典序又云、將遜于位、讓于虞舜、孔氏注曰、堯知子丹朱不肖、故有禪位之志、案汲冢瑣語云、舜放堯於平陽、書云、某地有城、以囚堯爲號、識者憑斯異說、頗以禪授爲疑、然則觀此二書、已足爲證者矣、而猶有所未覩也、何者、據山海經、謂放勳之子爲帝丹朱、列名於帝者、得非舜雖廢堯、仍立堯子、俄又奪其帝者乎、觀近古有奸雄奮發、自號勤王、或廢父而立其子、或黜兄而奉其弟、始則示相推戴、終亦成其篡奪、求諸歷代、往往而有、必以古方今、千載一揆、斯則堯之授舜、其事難明、謂之讓國、徒虛語耳」。
- (89) 「汲冢書云、舜放堯於平陽、益爲啓所誅、又曰、太甲殺伊尹、文丁殺季歷、凡此數事、語異正經、其書近出、世人多不之信也、案舜之放堯、無事別說、足驗其情、已於篇前言之詳矣、夫唯益與伊尹見戮、並於正書猶無其證、推而論之、如啓之誅益、仍可覆也、何者、舜廢堯而立丹朱、禹黜舜而立商均、益手握機權、勢同舜禹、而欲因循故事、坐膺天祿、其事不成、自貽伊咎、觀夫近古篡奪、桓獨不全、馬仍反正、若啓之誅益、亦由晉之殺玄乎、若舜禹相代、事業皆成、唯益覆車、伏辜夏后、亦猶桓桓效書馬而獨致元與之禍者乎」。
- (90) 「竹書紀年出於晉代、學者始知后啓殺益、太甲殺伊尹、文丁殺季歷、共伯名和、鄭桓公厲王之子、則與經典所載、乖刺甚多、又孟子曰、晉謂春秋爲乘、尋汲冢瑣語即乘之流邪、其晉春秋篇云、平公疾、夢朱熊窺屏、左氏亦載斯事、而云夢黃熊入門、必欲捨傳聞而取所見、則左傳非而晉文實矣、嗚呼、向若一書不出、學者爲古所惑、則代成讐誓、無由

覺悟也」。浦起龍の『史通通釋』は、「鄭桓公厲王之子」の厲王は宣王の誤りであるとして言う。「按史記鄭世家、鄭桓公友者、周厲王少子、宣王庶弟也、宣王立二十二年、友初封於鄭、而史通之述紀年亦作厲王子、則與舊典正同、不得云乖刺矣、今考竹書紀年、宣王二十二年、王錫王子多父命居洛、幽王二年、晉文侯同王子多父伐鄭、克之、乃居鄭父之丘、是爲鄭桓公、八年、王錫司徒鄭伯多父命云云、是紀年之書、王子在宣王之年、而名又不同、封又在幽王世、故劉氏與諸異聞連舉、而以紀年之文爲桓是宣子、然則厲字之本作宣字、無疑也」。

(91) 「自丘明之後、迄于魏滅、年將千祀、其書寢廢、至晉太康年中、汲冢獲書、全同左氏（原注。汲冢所得書、尋亦亡）逸、今惟紀年瑣語師春在焉、案紀年瑣語載春秋時事、多與左氏同、師春多載春秋時筮者繇辭、將左氏相校、遂無一字差舛、故束皙云、若使此書出於漢世、劉歆不作五原太守矣、於是摯虞束皙引其義以相明、王接荀勗取其文以相證、杜預申以注釋（原注。注謂注解、釋謂釋例）、干寶籍爲師範（原注。事具干寶晉紀敘例中）、由是世稱實錄、不復言非、其書漸行、物無異議。『晉書』束皙傳に「皙與衛恒厚善、聞恒遇禍、自本郡赴喪」とあり、『太平御覽』卷五九六文部「弔文」に「束皙弔衛巨山文」の引用がある。

(93) 「束皙答汲冢竹書難釋書曰、其後子夏、仲尼之徒、傳業西河、人疑其聖」。

(94) 「案古者國有史官、具列時事、觀汲冢所記、皆與魯史符同、至如周之東遷、其說稍備、隱桓已上、難得而詳、此之煩省、皆與春秋不別、又獲君曰止、誅臣曰刺、殺其大夫曰殺、執我行人、鄭棄其師、隕石于宋五（原注。其事並出竹書紀年、唯鄭棄師出瑣語晉春秋也）、諸如此句、多是古史全文、則知夫子之所修者、但因其成事、就加彫飾、仍舊而已、有何力哉」。

(95) 「新唐書」卷一三三「劉昫傳は以下の文章を節略して引用のうえ、「因著外傳云」と言っている。『新唐書』藝文志の甲部經解類に「劉昫六經外傳三十七卷」を著録。

(96) 「彭城劉惠卿著書云、紀年序諸侯列會、皆舉其諡、知是後人追修、非當世正史也、至如齊人殲于遂、鄭棄其師、皆夫子褒貶之意、而竹書之文亦然、其書鄭殺其君某、因釋曰是子賈、楚囊瓦奔鄭、因曰是子常、率多此類、別有春秋一卷、全錄左氏傳卜筮事、無一字之異、故知此書按春秋經傳而爲之也」。